

第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】

スポーツの楽しさを創る、スポーツで楽しさを創るまち

スポーツ楽創都市・大阪

～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～



令和7年3月

大阪府

「第3次大阪府スポーツ推進計画」の改訂について

大阪府では、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、令和4年3月に、「第3次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、めざすべきスポーツ像「『スポーツ楽創都市・大阪』～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～」の実現に向けて、様々なスポーツ施策を推進しています。

本計画においては、計画期間中に取り組む具体的な施策の方向性等について、重点的に取り組むべき点を中心に示していますが、計画の進捗とともに、取組内容の変化も想定されることから、より実効性のある計画とするため、適宜、追加・変更等を行うこととしています。

この度、計画中間年を迎え、計画に基づく各施策の進捗状況の把握と検証を行うとともに、新型コロナウイルスをはじめとする社会状況の変化や国の動向等の取組の動きに対応するため、計画の見直しに着手することとしました。

具体的には、大阪府スポーツ推進審議会に、学識経験者等の専門家で構成する「大阪府スポーツ推進計画部会」を設置し、本計画の目指すべき方向性等を中心に議論を行いました。

今回の改訂では、第6章に本計画の基本理念の実現に向けた数値目標の設定を行うとともに、スポーツ庁及び文化庁が令和4年に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づく府の取組や次期（第4次）計画の策定を見据え、幅広い視点から今後のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項について追記を行い、大阪府スポーツ推進審議会、大阪府教育委員会及び府民の皆様からパブリックコメント等を通して頂いた御意見を踏まえ、改訂版としてとりまとめました。

今回の改訂を踏まえ、自発的なスポーツへの参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を得ることにより、府民一人ひとりの生活や心をより豊かにするといった「well-being(ウェルビーイング)」の実現を目指し、引き続き、各スポーツ施策の推進に取り組んでまいります。

スポーツには、「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な楽しみ方がありますが、一人でも多くの府民の皆様にスポーツを楽しんでいただき、一生涯にわたり、健康で幸せな生活を送ることができるよう、今後とも本府スポーツ施策の推進に、より一層の御理解と御協力をよろしくお願いします。

目次

第1章 継承と発展～第3次大阪府スポーツ推進計画の策定～

1 計画策定の趣旨	1
(1) これまでの計画	1
(2) スポーツを取り巻く状況	1
(3) まとめ	3
2 計画策定の視点	3
(1) 第2次大阪府スポーツ推進計画の進捗状況と課題整理	3
(2) 大阪都市魅力創造戦略 2025	9
(3) 第3期スポーツ基本計画	10
(4) 2025 年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）	10
(5) 持続可能な開発目標（SDGs）	11
(6) まとめ	12
3 計画期間	12

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざすべきスポーツ像	13
2 基本理念	14
3 スポーツの概念	14

第3章 施策の具体的方向性 1の柱 誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり

1 ライフステージに応じた機会の提供	17
(1) 子ども	17
(2) 働き盛り・子育て世代	18
(3) 高齢者	20
2 障がい者スポーツの推進	21
3 スポーツの習慣化と健康づくり	23
4 地域でスポーツを楽しむ環境づくり	24
5 スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進	25

第4章 施策の具体的方向性 2の柱 成長するスポーツで楽しいまちづくり

1 様々な形のスポーツツーリズムの推進	28
2 スポーツコミッションによる活力あるまちづくりの推進	29

3 産業連携・技術活用による成長するスポーツづくり	30
4 人とまちを活性化するスポーツイベントの展開	32

第5章 スポーツ施策の推進体制等の強化

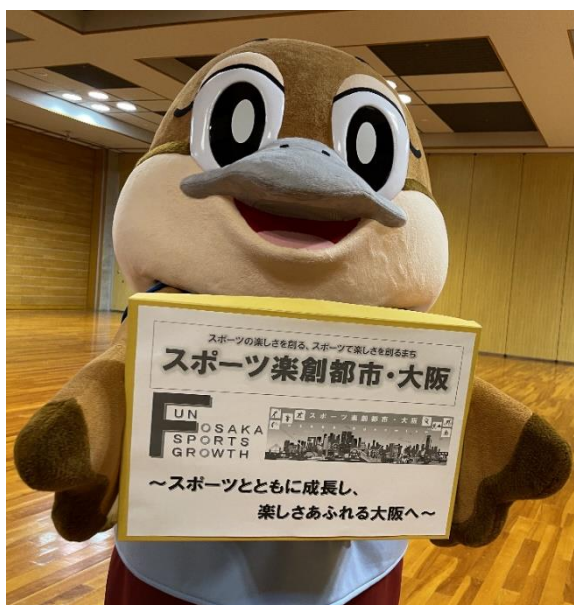
1 情報発信の強化	34
2 連携体制の強化	36
(1) 庁内の連携体制の強化	36
(2) 外部との連携強化	37
3 財源の確保	37

第6章 計画の見直し及び進捗管理

1 スポーツを取り巻く環境の変化と本府の状況	39
2 国の動向等を踏まえた府の取組について.....	41
3 指標及び目標値の設定について	42
4 進捗管理	44

参考資料

大阪府スポーツ推進審議会委員・第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会委員名簿 ..	46
策定経過	47
大阪府スポーツ推進審議会委員・第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会委員名簿・・	48
(令和7年度3月改訂)	
改訂経過	49
関係法令等	50



第1章 継承と発展～第3次大阪府スポーツ推進計画の策定～

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの計画

大阪府では、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に基づく地方スポーツ推進計画として、平成 24（2012）年4月に、それまでの「大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン」を踏まえ、「大阪府スポーツ推進計画」を策定した。

平成 29（2017）年 12 月には、その後継計画となる「第2次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに進めるため、スポーツの魅力に触れる体験イベントの開催、スポーツ情報の発信、トップスポーツチームとの連携等計画に基づくスポーツ施策の実施に取り組んできた。

大阪府 スポーツ推進計画 【目標年次：当面5年 間（平成 28（2016） 年度まで）】	めざす目標：～大阪スポーツ王国の創造～ だれもが「する」「みる」「ささえる」スポーツに参加できる大阪 スポーツを通じて健康で明るく活力に満ちた大阪 スポーツを通じて都市の魅力を創造し、発信する大阪 2本の柱：1 ライフステージに応じたスポーツ機会の創造 2 スポーツの活力を生かした都市魅力の創造
第2次大阪府 スポーツ推進計画 【計画期間：平成 29 （2017）年度から令 和3（2021）年度】	目標：スポーツがあふれる、スポーツでつながる OSAKA 理念：誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツに参加できる スポーツを都市魅力として発信し、その魅力に惹かれて多くの人が訪れる スポーツで人もまちも活力で満たされる 2本の柱：Ⅰ 府民誰もがスポーツに関わり親しむ機会の創造 Ⅱ スポーツの振興による都市魅力の創造

(2) スポーツを取り巻く状況

第2次大阪府スポーツ推進計画の期間中、令和元（2019）年のラグビーワールドカップ 2019、さらには令和3（2021）年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）といった大規模なスポーツの国際大会が相次いで開催された。機運醸成や大会の成果を活かした取組とあいまって、府民のスポーツに対する関心は一層高まった。

何よりも、コロナ禍で活動が制約されるといった困難な状況の中で、大阪ゆかりの選手をはじめ代表選手が、ともに目標に向かって挑戦し、スポーツを「する」姿は、大会を「ささえる」関係者の尽力とともに、多くの府民に、「みる」という参加を通じて、勇気と感動を与えた。

実際に、府が実施しているオリンピック・パラリンピアン派遣事業¹の実績において、令和2

¹ 府内の小学校、支援学校にオリンピック・パラリンピアンを派遣し、講話や実技指導を直接受けるこ

(2020)年度以降、学校からの応募件数が大幅に増えており、実施後の子どもに対するアンケート結果からも、東京 2020 大会を契機にスポーツに対する関心が向上し、スポーツに接する機会が重要であることがうかがえる。

(オリンピック・パラリンピック派遣事業実績)

	派遣 校数 (a)	応募 校数 (b)	応募 倍率 (b/a)	実施後の子どもに対するアンケート	
				①スポーツに関心を持った	②スポーツに対する考え方が 変化した
令和元年度	7 校	59 校	8.4	83%	87%
令和 2 年度	9 校	198 校	22.0	98%	93%
令和 3 年度	11 校	245 校	22.3	99%	98%

※令和 2 年度の派遣・応募校数は中止の 2 校含む。

一方、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大は、日常生活を大きく変化させ、社会経済全般に多大な影響を与えた。スポーツの分野においても、東京 2020 大会の開催の1年延期や令和4(2022)年 5 月に延期されたワールドマスタースゲームズ 2021 関西（以下「ワールドマスタースゲームズ関西」という。）の開催の再延期をはじめ、多くの大会やイベントが中止や延期を余儀なくされた。

そのことは、日常生活において、「楽しさ」や「喜び」につながり、「健康・体力の保持増進」「人と人との交流」といった重要な価値を持つスポーツに触れる貴重な機会が失われたことを意味する。逆説的に言えば、新型コロナウイルスにより、スポーツにかかわる様々な活動を制約されたことで、日々の生活と社会におけるスポーツの価値が浮き彫りとなった。

また、東京 2020 大会の開催にあたっては、府内においてもホストタウン²の取組が進められていたが、感染拡大を受け、事前合宿の受入れは泉佐野市におけるウガンダ共和国オリンピック選手団のみとなった。さらに、同選手団の中で陽性者の発生などがあり、感染症対策を含めコロナ禍におけるスポーツ実施の難しさ、感染症対策の重要性や保健所・医療機関等様々な関係者の支えによってスポーツが成り立っていることを再認識させることとなった。

このように、スポーツを取り巻く状況は、東京 2020 大会の開催や新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、これまでも指摘されてきた少子高齢化、人口減少時代の到来、デジタル社会の進展等とともに大きく変化しており、今後のスポーツ施策の推進にあたっては、こうしたスポーツを取り巻く状況の変化を的確に捉え、対応していく必要がある。

令和7(2025)年には日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催され、また、再延期となっ

とで、スポーツの魅力を子ども達に伝え、心身の育成やスポーツに対する関心の向上に取り組む事業。

² 東京 2020 大会参加国との相互交流を図るため、国に登録した地方自治体が、相手国選手団の事前合宿の受入れや地元交流を実施するもの。

たワールドマスタースゲームズ関西についても、開催時期の検討が進められている。大阪・関西を舞台にしたこれらの大規模なスポーツイベントは、スポーツの魅力を一層高め、大阪の活力を生み出し、スポーツの力でまちづくりを進めていく絶好の機会である。

さらに、大阪・関西万博は「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」をめざしており、幅広い分野で持続可能な社会の実現に向けた取組が進められている中、スポーツ分野についても、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、施策を推進していく必要がある。

このような社会の動向を踏まえ、国においても、スポーツの価値を高め、すべての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会をめざすべく、令和4（2022）年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定された。

（3）まとめ

以上の認識のもと、これまでの計画を継承するとともに、新しい時代に対応したスポーツ施策の具体的な方向性を定め、スポーツ施策を戦略的に実施していくことが重要かつ必要である。そのため、第2次大阪府スポーツ推進計画をさらに発展させ、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、「第3次大阪府スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画策定の視点

（1）第2次大阪府スポーツ推進計画の進捗状況と課題整理

ア 第2次大阪府スポーツ推進計画の進捗状況

進捗状況について、総括すると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.5%（令和2（2020）年度）と目標である50%を達成したものの、新型コロナウイルスの影響もあり、それ以外の指標の多くは伸び悩んだ。

（第2次大阪府スポーツ推進計画の重要業績指標）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値
大阪ではスポーツが盛んだと思う府民の割合	40.8%	40.3%	39.9%	45.1%	45.7%	38.3%	50%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	42.3%	50.3%	56.4%	56.3%	59.5%	57.4%	50%
体育の授業が楽しい小学生の割合	91.1%	90.5%	90.3%	91.2%	調査 未実施	89.6%	95%
大阪府障がい者スポーツ大会における参加者数	916人	895人	889人	975人	47人 団体競技のみ実施	84人 団体競技のみ実施	1000人 超
中級障がい者スポーツ指導員登録者数	280人	284人	308人	310人	316人	347人	300人

この一年間にスポーツボランティア活動をした府民の割合	—	6.2%	4.0%	4.3%	5.6%	3.5%	10%
大阪府にゆかりのある主なスポーツチームの年間主催試合での観戦者合計数	290 万人	281 万人	270 万人	303 万人	66 万人	—	360 万人
ラグビーワールドカップ 2019 の認知度	45.9%	65.2%	72.0%	94.2%	終了	終了	80%超
ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の認知度	—	21.8%	22.5%	20.6%	25.5%	15.5%	70%

出典：スポーツ庁の世論調査、大阪府による調査をもとに作成、令和3年度実績は判明分を掲載

イ 課題整理

(ア) スポーツ実施率

成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、計画初年度の平成 29(2017)年度から 9.2%増加し、令和2(2020)年度時点で 59.5%となっており、計画期間中の推移については全国における値とほぼ同様の傾向である。

(成人の週1回以上のスポーツ実施率の推移)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	目標値
大阪府	42.3%	50.3%	56.4%	56.3%	59.5%	57.4%	50%
全国	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	59.9%	56.4%	65%

出典：スポーツ庁の世論調査をもとに作成

スポーツ庁が実施した「令和2年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」³(令和2年11～12月調査)(以下「令和2年度世論調査」という。)をもとに、スポーツ実施率の状況を年代別にみると、若年層(10・20代)を中心に各層で令和元年度から上昇している。また、令和2年度において、スポーツ実施率が高いのは男女ともに70代で、次いで、60代、10代となっている。

一方で、働き盛り世代を含む20～50代は全年代の平均を下回っている。全体では、40代がもっとも低く、次いで、50代、30代となっており、男性も同様の傾向を示している。女性では、30代がもっとも低く、次いで、40代、50代となっているが、スポーツ実施率の低い層への対応が課題である。

以下、令和2年度世論調査をもとに、課題を整理していく。

³ スポーツ庁ホームページ 令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和2年11～12月調査)。当該調査にかかわる表の出典は、報道発表の別紙「令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の概要」による。なお、令和3年度の調査結果は、速報値が令和4年2月25日に公表されており、課題整理は令和2年度世論調査をもとに行っている。

年代別運動実施率 週1日以上		n=20,000		(%)		
	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
全年代平均	60.0	53.5	61.4	55.7	58.7	51.4
10代	64.1	52.2	65.1	58.7	63.0	45.4
20代	58.3	45.7	61.3	49.3	55.1	41.8
30代	55.1	45.6	59.0	49.3	51.0	41.8
40代	52.8	45.3	53.7	50.1	51.9	40.3
50代	54.2	48.7	55.3	50.5	53.1	47.0
60代	65.1	62.1	65.3	61.3	65.0	62.8
70代	74.8	73.4	76.3	74.4	73.6	72.5
成人のみ	59.9	53.6	61.8	55.8	58.3	51.0

(イ) 1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度

全体で、「増えた」と答えた者は 18.0%となっており、「あまり変わらない・変わらない」が 52.5%と最も高くなっている。次に、「減った」が 26.1%で、全年代で「増えた」より高くなっている。スポーツ実施率は前年度から上昇しているものの、スポーツにかかわる機会が制限されたことで、スポーツを実施する頻度が減ったことがうかがえる。

なお、男女ともに 20 代・30 代で「増えた」が 20%を超え、高くなっている一方、男女ともに 70 代が最も低くなっている。一方、男女ともに「減った」と答えた者は 10・20 代で高く、特に 10 代は 40%を超えている。

		(人)	(%)			
		全体	増えた	あまり変わらない・変わらない	減った	わからない
全体		19,592	18.0	52.5	26.1	3.5
性別	男性	9,750	17.9	53.3	25.5	3.3
	女性	9,842	18.1	51.6	26.7	3.6
性年代	男性/10代	240	21.3	32.5	42.1	4.2
	男性/20代	1,248	24.0	44.7	27.6	3.7
	男性/30代	1,521	23.1	48.1	25.6	3.1
	男性/40代	1,950	18.3	52.9	24.7	4.1
	男性/50代	1,645	15.8	58.4	21.7	4.1
	男性/60代	1,689	15.9	57.4	24.0	2.7
	男性/70代	1,457	11.0	59.4	27.6	2.0
	女性/10代	230	19.1	30.9	47.0	3.0
	女性/20代	1,209	23.7	42.7	30.8	2.8
	女性/30代	1,445	22.6	43.9	29.5	3.9
	女性/40代	1,876	20.3	53.0	23.0	3.7
	女性/50代	1,622	16.4	54.4	24.8	4.4
	女性/60代	1,754	14.7	58.2	23.8	3.4
	女性/70代	1,706	12.9	56.5	27.4	3.2

(ウ) 運動・スポーツの実施が増加した理由

運動・スポーツの実施が増加した理由は「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」が 36.4%で最も高く、次いで「仕事が忙しくなくなったから」(27.0%)、「運動・スポーツが好きになったから」(16.4%)と続き、仕事を含む日常生活の状況とスポーツに対する関心が影響を与えている。

年代別では、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」は 50 代、「仕事 が忙しくなくなったから」は 20 代、「運動・スポーツが好きになったから」は 10 代、「健康に なったから」は 70 代で、高くなっている。

		(人)											(%)	
		全 体	コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に よ る 日 常 生 活 の 変 化	う し が 忙 し く な く な っ た か ら	運 動 ・ ス ポ ー ツ が 好 き に な っ た か ら	健 康 に な っ た か ら	仲 間 が で き た か ら	家 事 ・ 育 児 が 忙 し く な く な っ た か ら	場 所 や 施 設 が で き た か ら	お 金 に 余 裕 が で き た か ら	か ら 指 導 者 が い る よ う に な っ た	そ の 他	特 に 理 由 は な い	わ か ら な い
全体		3,529	36.4	27.0	16.4	13.5	13.4	10.6	9.9	6.2	4.1	12.0	14.2	1.2
性別	男性	1,748	32.4	32.2	19.7	16.3	15.5	7.3	11.8	8.2	3.5	8.9	13.7	1.4
	女性	1,781	40.4	22.0	13.1	10.7	11.3	13.9	8.0	4.2	4.7	15.2	14.7	1.1
性 年 代	男性/10代	51	27.5	23.5	31.4	15.7	21.6	9.8	17.6	13.7	7.8	7.8	11.8	2.0
	男性/20代	299	32.4	38.1	25.8	17.4	24.7	9.4	14.7	10.0	6.4	6.7	10.0	1.3
	男性/30代	352	32.1	33.2	21.0	14.5	18.2	8.8	13.9	6.0	5.4	8.0	10.5	2.0
	男性/40代	357	29.7	28.6	18.8	14.0	9.2	8.1	10.1	7.8	1.4	11.2	15.7	1.4
	男性/50代	260	38.8	27.7	17.7	16.5	13.5	6.5	8.8	8.8	3.1	7.7	17.3	1.2
	男性/60代	269	32.0	37.9	14.9	14.5	11.2	3.0	8.2	8.2	1.9	9.3	15.6	1.5
	男性/70代	160	31.3	26.9	15.0	26.3	15.0	5.6	14.4	8.1	1.3	11.3	14.4	-
	女性/10代	44	45.5	11.4	22.7	15.9	13.6	2.3	6.8	6.8	9.1	11.4	9.1	4.5
	女性/20代	287	42.2	28.2	18.1	11.5	11.8	9.8	7.7	5.6	3.8	12.2	10.5	1.4
	女性/30代	327	34.3	22.6	12.8	8.0	9.2	15.6	6.7	3.1	3.1	19.9	14.7	0.9
	女性/40代	380	40.0	19.2	7.9	8.7	8.2	16.8	7.4	4.5	4.7	16.1	17.1	1.6
	女性/50代	266	44.7	24.1	15.0	7.9	9.8	14.7	8.3	5.3	3.0	17.3	13.2	0.4
	女性/60代	257	40.1	19.8	13.2	11.7	10.5	14.0	9.3	3.5	5.8	12.1	19.1	0.4
	女性/70代	220	41.8	19.5	11.4	18.2	21.8	12.7	10.0	2.7	8.2	12.3	14.1	0.9

(エ) 運動・スポーツの実施阻害要因

運動・スポーツの実施阻害要因としては、全体では「仕事や家事が忙しいから」が 39.9%でもっとも高く、次いで「面倒くさいから」(26.4%)、「年をとったから」(23.6%)、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」(18.1%)の順になっている。

年代別では、「仕事や家事が忙しいから」が、男性では 10 代から50代にかけて、女性でも 20 代から50代において、もっとも高くなっている。

一方、60 代と 70 代では、「年をとったから」がもっとも高く、年齢が上がるにつれて、高くなる傾向にある。

「面倒くさいから」は、男女とも、全年代を通じて、一定割合があるが、男性よりも、女性の方が高い傾向にあり、10 代の女性においては、もっとも高い要因となっている。

同様に、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」も、男女とも、全年代を通じて、一定割合があるが、他の世代と比較すると、60 代と 70 代が高い傾向にある。

そのほか、「子どもに手がかかるから」は30代で、「場所や施設がないから」は10代で、割合が高くなっている。

	全体	男性							女性						
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
全 体	17,393	207	1,061	1,345	1,739	1,453	1,516	1,329	212	1,084	1,289	1,660	1,435	1,555	1,508
仕事や家事が忙しいから	39.9	42.0	54.9	59.9	55.1	44.4	23.9	7.9	37.3	57.0	60.4	49.1	39.4	24.2	11.3
面倒くさいから	26.4	23.2	24.2	23.6	24.1	25.7	22.4	15.3	38.2	40.7	36.2	38.6	30.5	23.3	13.9
年をとったから	23.6	5.8	8.0	12.7	19.5	26.6	38.0	53.0	2.8	6.5	9.2	16.9	20.8	28.4	40.9
コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化	18.1	15.9	13.2	14.6	13.0	15.4	19.0	22.2	16.5	14.8	14.5	16.0	20.8	24.6	28.1
お金に余裕がないから	13.9	12.6	17.3	15.5	13.8	12.6	10.9	9.0	12.7	20.9	19.0	18.6	17.1	10.0	5.4
子どもに手がかかるから	9.8	2.4	9.5	22.1	12.4	2.5	0.6	0.6	1.4	18.2	38.6	16.9	2.7	0.5	0.4
場所や施設がないから	9.8	20.8	14.9	11.8	9.0	8.1	8.9	6.8	21.2	15.8	11.0	9.3	8.9	8.1	5.2
運動・スポーツが嫌いだから	9.7	8.2	5.6	6.1	6.2	6.7	5.4	4.7	16.5	14.4	14.6	16.9	13.9	12.3	8.7
病気やけがをしているから	8.5	6.8	5.1	6.5	6.6	9.2	10.0	12.8	3.8	3.7	6.5	7.3	9.8	10.1	13.2
仲間がいないから	8.4	20.8	15.2	9.7	8.5	7.3	8.0	7.0	14.2	14.8	8.2	7.7	5.8	6.0	4.4
生活や仕事で体を動かしているから	8.1	6.8	5.5	5.9	6.2	6.6	8.5	8.3	8.0	7.0	7.1	8.0	12.1	10.8	10.3
運動・スポーツ以上に大切なことがあるから	6.4	15.5	10.4	8.2	5.8	4.7	4.0	5.0	14.2	10.7	6.4	6.2	5.4	4.4	5.7
指導者がいないから	2.2	6.3	3.4	2.8	2.1	1.9	2.0	1.7	4.2	3.0	2.2	2.1	1.3	1.9	1.7
その他	2.2	3.4	1.1	1.0	0.9	1.9	2.8	3.2	1.9	3.1	2.6	1.7	2.2	2.9	3.4
特に理由はない	13.7	12.6	10.0	10.0	14.8	14.9	17.9	19.4	12.3	6.5	6.1	9.5	13.6	19.0	18.9
わからない	2.2	2.4	2.8	2.5	2.3	2.8	2.7	2.1	3.3	1.3	1.6	2.4	2.2	1.7	1.7

(オ) 運動・スポーツを実施した理由

スポーツの実施理由としては、「健康のため」が79.6%ともっとも高く、次いで、「体力増進・維持のため」「運動不足を感じるから」となっている。

そのほか、「筋力増進・維持のため」「肥満解消、ダイエットのため」など、心身の健康にかかわる実施理由が目立っている。

(すべての理由を複数回答)

n=16,358	全体	男性	女性 (%)
健康のため	79.6	79.6	79.6
体力増進・維持のため	57.7	58.2	57.1
運動不足を感じるから	53.7	49.1	58.5
楽しみ、気晴らしとして	46.0	46.3	45.8
筋力増進・維持のため	40.4	39.6	41.2
肥満解消、ダイエットのため	33.1	28.4	38.1
友人・仲間との交流として	16.6	18.3	14.8
家族のふれあいとして	10.5	8.4	12.7
美容のため	10.3	3.4	17.5
精神の修養や訓練のため	8.5	9.6	7.3
自己の記録や能力を向上させるため	8.2	10.4	6.0

(カ) スポーツの価値

スポーツの価値は、「健康・体力の保持増進」が77.0%ともっとも高く、次いで、「人と人との交流」「精神的な充足感」となっている。

そのほか、「豊かな人間性」「リラックス、癒し、爽快感」「地域の一体感や活力」「夢と感動」「経済の活性化」「長寿社会の実現」など、幅広い分野にかかわるスポーツの多様な

価値があげられている。

n=20,000	(%)		
	全体	男性	女性
健康・体力の保持増進	77.0	74.1	79.9
人と人との交流	53.0	49.4	56.5
精神的な充足感	47.5	45.6	49.3
豊かな人間性	35.1	33.6	36.5
フェアプレイ精神(公正さと規律を尊ぶ態度) の醸成	34.3	33.4	35.2
達成感の獲得	32.9	29.6	36.1
リラックス、癒し、爽快感	32.2	28.7	35.6
他者を尊重し協同する精神	28.4	27.8	29.0
青少年の健全な発育	26.2	24.9	27.6
地域の一体感や活力	23.9	23.8	24.1
思考力や判断力の発達	22.7	22.8	22.6
夢と感動	19.9	18.0	21.8
経済の活性化	19.5	20.1	19.0
リーダーシップ、コミュニケーション能力	19.4	19.5	19.2
長寿社会の実現	18.9	17.5	20.3
克己心(自分の欲望を抑える力)、自制心	15.0	15.9	14.1
生産性の向上、仕事・学業の能率アップ	10.3	9.7	10.9
国際相互理解の促進	10.0	9.4	10.7
我が国の国際的地位の向上	5.4	5.7	5.0
その他	0.1	0.2	0.1
どれも当たらない	4.6	5.2	4.1
わからない	8.5	9.3	7.6

ウ 小括

スポーツの実施状況について、年代等で傾向・要因の違いがあることから、スポーツ実施率の向上、スポーツ参画人口の拡大を図るためには、特に、30代から50代にかけての働き盛り世代等スポーツ実施率の低い層に対し、スポーツに対する関心を喚起し、スポーツをするきっかけづくりに向けたアプローチが必要である。そして、個々のニーズや生活の状況を踏まえたうえで、自分に合った形で、気軽にスポーツを楽しめるよう、ライフステージに応じた機会の提供・情報発信の取組が必要である。

スポーツの実施理由・価値からは、幅広い分野にかかわるスポーツの特徴を反映して、スポーツが有する多様な価値がうかがえる。中でも、スポーツの実施理由の中で上位を占め、重要な価値である健康・体力の保持増進を踏まえると、健康で生き活きとした生活の実現に向け、スポーツと健康づくりについて重点的に取組を進めていくことが必要である。

その際、運動・スポーツの実施に、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」や「仕事や家事の忙しさ」が広い世代に影響を与えており、スポーツの実施と日常生活の状況は密接に関係していることから、生活の中にスポーツを定着させ、自然とスポーツを楽しむことや、スポーツの習慣化を進めることにより、スポーツを通じた健康づくりに取り組むことが重要である。

スポーツの価値には、「人と人との交流」「精神的な充足感」「豊かな人間性」「地域の一体感や活力」「夢と感動」「経済の活性化」など、人とまちの活力や成長につながるものが多い。また、スポーツの重要な価値である健康増進の点からも、スポーツにより健康で生き生きとした生活を実現することは、そこに住む人を元気にし、まち全体を元気にすることである。活力あるまちづくりを推進するためには、スポーツを積極的に活用することが求められる。

その際、地域資源を最大限に活用し、スポーツの成長分野であり、移動、交流、日常生活にはない感動をもたらすスポーツツーリズムや他産業との融合を進め、都市魅力の創造や新たなビジネスの創出に取り組むことは、大阪の成長を図っていく視点からも有効な方策である。

なお、新型コロナウイルスの影響の大きさを鑑み、計画策定や個々の事業実施においても、コロナ禍を踏まえた対応が求められる。

このように、スポーツが担う社会的役割は多様であり、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を展開していくためには、市内の体制構築・連携強化とともに、関係団体・関係者との連携体制構築が強く求められる。

(2) 大阪都市魅力創造戦略 2025

都市魅力の創造や大阪全体の活性化を基本的な考え方とする大阪都市魅力創造戦略 2025（以下「都市魅力創造戦略」という。）では、「世界に誇れるスポーツ推進都市」と「健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市」とをめざすべき都市像として位置付けており、フェーズに応じた取組の推進や戦略の進捗管理といった視点など、同戦略との整合性を図りつつ、スポーツ施策の推進に取り組む必要がある。

大阪都市魅力創造戦略 2025 について（要約抜粋）

〇めざす姿

魅力共創都市・大阪～新たな時代を切り拓き、さらに前へ～

〇基本的な考え方

大阪・関西万博のインパクトを生かした都市魅力の創造・発信

安全・安心で持続可能な魅力ある都市の実現

多様な主体が連携し、大阪全体を活性化

〇めざすべき都市像（◆スポーツに直接かかわる都市像、◇スポーツに関連する都市像）

都市の賑わいや活力を創出し、高めていくためのめざすべき都市像

◆世界に誇れるスポーツ推進都市

◆健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市

◇安全で安心して滞在できる 24 時間おもてなし都市

◇大阪ならではの賑わいを創出する都市

◇多様な楽しみ方ができる周遊・観光都市

〇フェーズに応じた取組推進の考え方

新型コロナウイルスによる社会への影響に鑑み、フェーズ1（ウィズコロナ）、フェーズ2（ポストコロナ）の段階に分けて、状況に応じ推進

○戦略の進捗管理

総合的に判断し、適切な状況の把握に努める。

（3）第3期スポーツ基本計画

国が策定した第3期スポーツ基本計画では、「地方公共団体」に期待される役割として、「地方スポーツ推進計画を改定・策定するにあたっては、第3期計画の記載事項を形式的に全てを踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源を十分に踏まえたうえで、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるかを検討したうえで、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」と記載されている。

このため、以上の考え方を踏まえ、第3期スポーツ基本計画につき、参酌できるところはしつつ、大阪のスポーツ資源や強みを踏まえ、大阪におけるスポーツのあり方を示すものとして、本計画を策定する。

第3期スポーツ基本計画について（要約抜粋）

○スポーツの捉え方

「文化としての身体活動」を意味する広い概念であり、「する」「みる」「ささえる」という様々な形で「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの

○スポーツの価値

新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された価値の発揮（人々の心を動かす力や楽しさ／健康増進や地域・経済の活性化等に寄与する価値）

○新たな視点

①スポーツを「つくる／はぐくむ」

②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる

③スポーツに「誰もがアクセス」できる

○今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

多様な主体におけるスポーツの機会創出／DXの推進／国際競技力の向上／国際交流・協力／スポーツによる健康増進／スポーツの成長産業化／スポーツによる地方創生、まちづくり／スポーツを通じた共生社会の実現／スポーツ団体のガバナンス改革／スポーツ推進に不可欠なハード・ソフト・人材／安全・安心の確保／スポーツ・インテグリティの確保

○施策の推進のために必要な事項

第3期計画における評価の実施／広報活動の推進／地方公共団体に期待される役割等

（4）2025年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）

大阪府では、平成30（2018）年3月に、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現に向け、万博のインパクトを最大限活かして、オール大阪で取組を進めるため、『「いのち輝く未来社会」をめざす

ビジョン』を策定している。

人がスポーツを楽しむ姿はいのちの輝きそのものであり、スポーツを楽しむことは心身の健康、人とまちの活性化につながる。すなわち、楽しむスポーツづくりを推進していくことは、万博のテーマ・サブテーマにも合致するものである。

また、多様な価値を有するスポーツを通じ、万博がめざす持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献に寄与することができる。

このため、万博は、そのインパクトを活かして、都市魅力の創造・発信に取り組む絶好の機会というだけでなく、万博に向け、スポーツ施策の推進を通じて、「いのち輝く未来社会」の実現や持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献していくという視点が求められる。

2025 年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）について

○テーマ

いのち輝く未来社会のデザイン

○サブテーマ

いのちを救う／いのちに力を与える／いのちをつなぐ

○コンセプト

未来社会の実験場

○めざすもの

持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

日本の国家戦略 Society5.0 の実現

（5）持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）（以下「SDGs」という。）に関して、スポーツの力を活用して、持続可能な社会の実現に貢献していくにあたり、特にスポーツの力が活かせると考えられるのは以下の4つのゴールである。

「3 健康と福祉」「4 教育」「11 持続可能な都市」「17 パートナーシップ」については、府民の健康で生き生きとした生活の実現や人とまちの活性化、また、健康増進、人と人の交流など、スポーツの重要な価値にかかわるゴールとして、積極的にスポーツの力を活用して取り組んでいく。



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



住み続けられる
まちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

また、スポーツを通じて SDGs の達成に貢献していくにあたり、他のゴールにも配慮した取組が求められる。例えば、障がい者スポーツの推進においては、共生社会の実現をめざす観点から「10 不平等」が、人の移動を伴うスポーツツーリズムの推進においては、世界的な脱炭素化の観点から「13 気候変動」が、配慮すべきゴールとしてあげられる。

幅広い分野にかかわり、波及効果も大きいスポーツには、SDGsの視点からも、府民や企業の行動を変えていく社会的役割が期待される。



人や国の不平等
をなくそう



気候変動に
具体的な対策を

持続可能な開発目標 (SDGs) について

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことが宣言されている。



(6) まとめ

以上の視点を踏まえ、本計画では、これまで取り組んできた生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに進めるとともに、今後5年間のスポーツ施策を戦略的に推進していくための具体的な方向性を示すものとする。

具体的には、大阪・関西万博やSDGsといった視点を盛り込み、トップスポーツチームやスポーツ施設等の魅力的なスポーツ資源を、観光・食等大阪の強みと組み合わせで最大限に活用し、「楽しさ」を計画全体を貫くキーワードに、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いて、スポーツとともに人とまちが成長し、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を展開する際の羅針盤として、本計画を位置付ける。

3 計画期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざすべきスポーツ像

スポーツ楽創都市・大阪

～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～

スポーツには楽しさがあり、人を楽しませる力がある。人がスポーツを楽しむ姿は、万博のテーマがうたう「いのちの輝き」そのものといえる。少子高齢化や新型コロナウイルスといった難しい課題に直面する時代にあって、スポーツは多くの人々を魅了した。このような時代だからこそ、スポーツの力を活用し、健康で楽しい生活を送ることができるまちづくりが求められている。

「『スポーツ楽創都市・大阪』の実現へ」

生活の中にあるスポーツの楽しさを人とまちの大切な財産として皆が共有し、スポーツを通じて人とまちを活性化する「スポーツ楽創都市」を、大阪の未来に向けて創ることをめざす。

スポーツの楽しさを創るまち、スポーツで楽しさを創るまちを実現し、生活の中に、誰もがスポーツで楽しく過ごす時間と楽しさを共有できる場所を創り上げていく。

「スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ」

多様な主体が連携して、魅力的なスポーツ資源や観光・食といった大阪の強みを活かし、スポーツの価値と魅力をさらに高め、成長するスポーツづくりを進める。

あわせて、スポーツの力を活用して、人・産業・まちがスポーツとともに成長することにより、誰もがスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活をスポーツが支え、スポーツで生活とまちを楽しく彩ることに取り組んでいく。



2 基本理念

- 誰もが「する」「みる」「ささえる」を通じスポーツを楽しむ
- スポーツの楽しさを共有し、楽しさがあふれる大阪のまちへ
- スポーツの楽しさを通じ、人とまちが活性化し、ともに成長する

本計画では、次の3つの基本理念のもと、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を推進していく。

○ 誰もが「する」「みる」「ささえる」を通じスポーツを楽しむ

府民誰もがそれぞれのライフステージにおいて、一生涯にわたり、自分に合った様々な形で気軽にスポーツを楽しむことにより、健康で生き生きとした生活を営む。

○ スポーツの楽しさを共有し、楽しさがあふれる大阪のまちへ

スポーツを楽しむ環境づくりが進められ、スポーツで楽しく過ごす時間とスポーツを楽しめる場所が生活の中で共有されていることにより、スポーツを通じて、楽しさがあふれる大阪のまちを形成する。

○ スポーツの楽しさを通じ、人とまちが活性化し、ともに成長する

スポーツの持つ楽しさと力により、人や企業がともに集い、交流や新たな活動が生まれ、都市の魅力が創造されることにより、人とまちが活性化し、大阪の明日に向け、スポーツとともに成長していく。

3 スポーツの概念

- スポーツを、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形を通じて参加でき、「楽しさ」につながる身体活動と捉える。
- 東京 2020 大会を契機にアーバンスポーツ⁴のような新しいスポーツが注目される中、スポーツも時代とともに変化が求められていることを踏まえ、身体活動を前提としつつ、本計画におい

⁴ スポーツ庁のアーバンスポーツツーリズム研究会では、アーバンスポーツは「都市型（ストリート）スポーツ」とも呼ばれ、「エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なもの」とされている。東京 2020 大会の競技種目に、アーバンスポーツに属するスケートボード、自転車の BMX フリースタイル、バスケットボールの 3×3、スポーツクライミング、サーフィンを採用されたが、特に種目は限定されない。

て、重要視するスポーツのもつ「楽しさ」をキーワードに、スポーツの概念を柔軟かつ幅広く捉えたものである。

○ 同様の考え方から、生涯スポーツについて、誰もがそれぞれのライフステージにおいて、一生涯にわたり、健康で幸せな生活を送ることができるよう、楽しむスポーツを指す概念と整理し、その中には、学校体育や競技スポーツも含まれるものとして捉える。

- 気晴らしや人との交流をもたらすだけでなく、身体を動かすことで、健康維持や体力向上につながる身体活動であることはスポーツを捉える上での前提になる。例えば、四輪でも、二輪でも、モータースポーツは機械を操るものであるが、モータースポーツも身体活動としてスポーツである。
- 東京 2020 大会では、スケートボード、スポーツクライミング、BMXフリースタイル等のアーバンスポーツが初めて正式競技として採用され、新たなスポーツに人々の関心が集まった。この背景には、若者の五輪・スポーツ離れに対する問題意識が存在し、従来の「体育」の概念から「楽しむスポーツ」、さらには「遊びの要素を取り入れたアクティビティ」をスポーツと捉えるものとして、アーバンスポーツが推進されたことがある⁵。このように、スポーツも時代とともに変化が求められているとともに、スポーツを捉えるにあたり、「楽しさ」は重要な視点である。
- 第3期スポーツ基本計画においても、スポーツの根源的な価値として、「楽しさ」があげられており、スポーツの「楽しさ」に着目していくことは、スポーツに関心が無い層や苦手な人に対して、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形での参加を促進し、スポーツを気軽に楽しんでもらえるよう、その魅力を訴えていくにあたっても、重要である。
- その際、スポーツには多様な楽しみ方があることに留意する。まず、スポーツへのアクセスの仕方には「する」「みる」「ささえる」といった様々な形があり、「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみ、それぞれに応じた楽しみ方がある。そして、それらは、相互に関係しており、「みる」楽しさから「する」「ささえる」への活動意欲につながっていくことや、トップアスリートが参加する体験教室では、トップアスリートのパフォーマンスを「みる」楽しさと、ともに「する」楽しさの両方を体感することができる。
また、健康増進、人との交流、競技力の向上などスポーツをする目的は様々であり、ライフステージや生活の状況に応じて、その目的も変化していく。健康増進を目的としてスポーツを始めたところ、スポーツの楽しさに目覚めることもある。

⁵ スポーツ庁のアーバンスポーツツーリズム研究会がとりまとめた「アーバンスポーツツーリズム推進に向けた論点整理」において、アーバンスポーツに取り組む背景が整理されている。

さらに、府民それぞれで、スポーツを楽しむ心身の状況や身体能力も様々である。誰もが、スポーツに関心を持ち、一生涯にわたり、スポーツを楽しむことができることをめざすためには、そのような多様性や差異に留意することが重要である。

- スポーツ自体は身体活動であるが、人との交流や経済の活性化など、人とまちの活力や成長につながる多様な価値を有しており、スポーツ施策の展開にあたっては、スポーツを産業やビジネスの視点からも捉えていくことが重要である。

以上のことから、本計画におけるスポーツの概念に基づき、「体を鍛えることこそがスポーツである」「勝ってこそがスポーツである」など一つの固定観念にとらわれず、スポーツに関心が無い層や苦手な人がいるという現実を踏まえつつ、多様な楽しみ方があることを前提に、また、産業やビジネスの視点からも捉え、2本の柱を施策の具体的方向性として設定し、スポーツ施策を展開する。

なお、2本の柱は、別個のものではなく、相互に連動しており、個別の施策の推進にあたっては、計画全体を視野に入れ、相互のつながりを意識した取組が求められる。

(参考) スポーツの捉え方

○スポーツ基本法

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

○第2次大阪府スポーツ推進計画

体力や年齢、興味・関心等に応じて自由に自発的に楽しむ、文化としての身体活動

○第3期スポーツ基本計画

「文化としての身体活動」を意味する広い概念であり、「する」「みる」「ささえる」という様々な形で「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの

第3章 施策の具体的方向性 Ⅰの柱 誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり

府民誰もが、一生涯にわたり、スポーツに様々な形で参加できるよう、スポーツに触れる機会をライフステージに応じて提供するとともに、障がい者スポーツ、スポーツの習慣化・健康づくりやスポーツコミッションによる取組を推進することにより、自分に合った楽しみ方で、スポーツを通じ、健康で生き活きた生活を送ることができる「地域で楽しむスポーツ・健康づくり」をめざす。

Ⅰ ライフステージに応じた機会の提供

スポーツを楽しむ心身の状況や身体能力は様々であることを踏まえ、ライフステージに応じ、トップアスリートの派遣、体力測定会の開催、スポーツ情報の発信、学校における体育活動の充実等スポーツの多様な楽しさに触れる機会を様々な形で提供していくことで、スポーツ実施率の向上、参画人口の拡大に取り組む。

(1) 子ども

令和2年度世論調査では、10代において、「1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度」が「減った」と答えた回答が多く、また、「運動・スポーツの実施阻害要因」として、「場所や施設がないから」が他の世代に比べ高くなっている⁶。

一方、「運動・スポーツの実施が増加した理由」に、「好きになったから」を高い割合であげていることから、スポーツに触れる機会や環境づくりを進め、スポーツの楽しさを体験することが重要であり、特にコロナ禍において、そうした体験が途切れないよう工夫をしていくことが必要である。

とりわけ、幼少期から、スポーツを通じて身体を動かし、ともに時間を過ごす体験を積むことは、豊かな人間性を養うとともに、動ける身体的基础を作り、一生涯にわたり、健康で生き活きた生活を送る基盤となる点で重要である。

このため、幼少期からのスポーツ体験において重要な学校教育の場における体育や運動部活動に加え、身近な場所でスポーツに触れる機会を確保・充実し、体力の向上、心身の育成、スポーツに対する関心の向上に取り組む。

この点に関し、大阪府教育振興基本計画(平成25(2013)年3月策定)において、基本方針に「子どもたちの健やかな体をはぐくみます」が、重点取組に「運動機会の充実による体力づくり」が、それぞれ掲げられており、これらに基づく取組を進めていく。

⁶ 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査でも、体力合計点は小・中学校において、令和元(2019)年度と比べ、全国・大阪府ともに低下しており、また、運動やスポーツが「好き」「やや好き」の割合も低下している。

なお、運動部活動については、その将来的なあり方を巡って、国において改革の方向性・方策が検討されているところであり、国の動向を十分に踏まえたうえで、取組を進める必要がある。

そして、本計画においては、東京 2020 大会の開催を受け、スポーツに対する関心の高まり等その成果を最大限に活用すること、具体的には、東京 2020 大会出場選手をはじめオリンピック・パラリンピアンの実技指導や講話を通じて、スポーツの楽しさを子どもたちに伝え、次世代の育成を図っていくことに取り組む。

(具体的な取組例)

➤ 府内の小学校・支援学校へのオリンピック等トップアスリートの派遣

オリンピック等での体験談を聞くことや、指導力等を活かした実技指導を直接受けることにより、スポーツの魅力を知り、スポーツを楽しみながら学ぶ体験ができるよう、府内の小学校・支援学校へオリンピック等トップアスリートを派遣する取組を進める。

(バドミントン)



(アーティスティックスイミング)



(卓球)



➤ 子どもや親子がともに楽しめるスポーツ体験イベントの実施

共有する体験を持つことが豊かな人間性を養うにあたって重要で、次世代の育成には保護者のスポーツに対する理解促進が欠かせないと考えられることから、トップスポーツチーム等と連携し、子どもや親子がともに参加できるスポーツ体験イベントを実施し、スポーツの楽しさを共有できる時間と場所を提供する。

➤ 学校における体育活動の充実と体力の向上

小・中学校において「体力づくり推進計画」の策定を推進し、児童・生徒の体力づくりに向けた検証改善サイクルを確立するとともに、教員研修や外部指導者の活用等による体育授業の充実や運動部活動の活性化を図る。

さらに、運動部活動指導者を対象とした研修の実施等により指導者の資質向上に取り組む。

(2) 働き盛り・子育て世代

令和2年度世論調査から、働き盛り・子育て世代を含む 20～50 代のスポーツ実施率は、全体平均を下回り、特に 40 代がもっとも低くなっており、スポーツに無関心な層の存在がうかがえる。

また、世代の特徴を反映し、「運動・スポーツの実施阻害要因」として、「仕事や家事の忙しさ」が特に高くなっており、また、「子どもに手がかかるから」という理由は、30代がもっとも高く、全体的に男性よりも女性の方が高くなる傾向にあり、仕事や生活の状況はスポーツの実施に大きく関係している。

このため、「する」「みる」「ささえる」いずれにおいても、自分に合った形で、忙しい毎日の生活の中、気軽にスポーツに触れることができるよう、様々なスポーツ情報の発信をはじめ、スポーツを楽しめるきっかけとなる機会や環境づくりに向けた取組を進めていくことが必要である。

また、一生涯にわたり、健康で生き活きとした生活を送るためには、仕事や家事で忙しい世代が心とからだの健康を維持し、その後の健康な生活につなげることが重要であり、働き盛り・子育て世代を対象とした取組にあたっては、当該世代の健康をスポーツで支える視点をもって取り組む必要がある。

その際、健康の保持増進、生活習慣病の予防の観点からも、一日の大半を過ごす職域での理解啓発等の取組は重要であり、民間企業等と連携して取組を進めていく。

(具体的な取組例)

➤ 運動指導を組み合わせた体力測定会の実施

スポーツへの参加促進と健康づくりを両立させた取組として、大型商業施設等多くの府民が気軽に参加できる場所において、3～5種からなる基本的な体力測定を実施するとともに、測定結果をもとにトレーナーが運動に関する指導・助言を行う。

あわせて、コロナ禍においても、スポーツへの参加と健康づくりを促進するため、自宅等で測定できるよう、体力測定のオンライン化にも取り組む。



➤ 子どもや親子がともに楽しめるスポーツ体験イベントの実施

働き盛り、子育て世代が、忙しい日常生活の中で、スポーツを楽しむ機会を創出できるよう、例えば、子育ての一環として、親子で気軽に参加できるスポーツ体験イベントを実施し、子どもとのかかわりをきっかけにスポーツに参加でき、スポーツの習慣化につながる取組を進める。

➤ 民間企業等と連携した普及啓発

「身体活動・運動」に取り組む意義や手法等を効果的に周知・PR できるよう、民間企業、医療保険者、保健医療関係団体等との連携により、ライフステージに応じた広報媒体等による普及啓発を行う。

(3) 高齢者

高齢者を取り巻く現状について、大阪府高齢者計画 2021（令和3（2021）年3月策定）では、「2025（令和7）年までの後期高齢者の増加が顕著であり、高齢者単身世帯や認知症高齢者が増加する一方で生産年齢人口が減少する」といった人口構造の大きな変化とともに、「介護保険制度に対する需要が増し、持続性の確保が大きな課題」になっていることが指摘されている。

このような現状を踏まえ、個々の高齢者が生きがいを感じ安心して暮らすことができることに加え、スポーツを通じた介護予防や健康づくり等の取組により、少子高齢化といった社会全体の課題に対応していくという視点をあわせもって、高齢者を対象とするスポーツ施策に取り組む必要がある。

令和2年度世論調査において、70 代のスポーツの実施が増加した理由として、「健康になったから」が上位にきており、高齢者における健康志向がうかがえる。一方で、「運動・スポーツの実施阻害要因」として、「年をとったから」に次いで、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」をあげており、外出機会の制限等が高齢者のスポーツ実施に影響を与えていることが考えられる。

このため、スポーツと健康づくりを重要な視点として、コロナ禍でも途切れず、高齢者が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる機会や環境を提供していくことが必要である。

また、一生涯にわたり、健康で生き活きと過ごすことができる生活の実現には、若い世代から習慣的にスポーツをすることに加え、高齢者がスポーツを楽しみ、介護予防や健康の保持増進につなげていくことがともに重要である。

その際、心身の状況等に応じて、自分に合った形で、無理なくスポーツを継続していくこと、あわせて、スポーツを通じて高齢者が他の世代と触れ合い、ともに楽しむことで、地域での居場所や生きがいを創出していく観点から取組を進める必要がある。

（具体的な取組例）

➤ 高齢者もともに楽しめる機会の充実

体力測定会やスポーツ体験イベントにおいて、無理なく気軽に測定できるコースの設定等工夫をこらすことにより、高齢者が他の世代とともにスポーツを楽しめる機会づくりに取り組む。

➤ ねんりんピックへの選手派遣

ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進する。

➤ 運動プログラムの開発等による高齢者の運動不足の解消

市町村や地域等との協働による運動プログラムの開発・実践や高齢者サロンにおける健康づくりの場等を提供し、高齢者の運動不足の解消を促進する。

2 障がい者スポーツの推進

第5次大阪府障がい者計画(令和3(2021)年3月策定)では、生活場面に応じた施策の推進方向が掲げられ、スポーツ活動に取り組むことは、生活場面「楽しむ」に設定されており、スポーツを通じて、「障がい者が豊かで質の高い生活を送る」ことをめざしている。このように、障がい者施策においても、本計画の重要なキーワードである「楽しさ」と関連付けて、スポーツは捉えられており、スポーツを楽しむという視点は障がい者スポーツの推進にあたっても重要である。

また、東京2020大会の開催を受け、障がい者スポーツに対する関心は高まり、誰もが「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で楽しむことができるスポーツの推進を通じて、共生社会を実現していくことの重要性が再認識された。

東京2020大会では、大阪ゆかりの選手が多く活躍し、パラリンピックでは、36名の選手が15競技に出場し、そのうち9名がメダルを獲得、23名が入賞した。パラリンピアンが障がい者スポーツに挑み、活躍する姿は、多くの府民に勇気や感動を与えるとともに、障がい者スポーツに対する関心が一層高まった。そうした関心の高まりを、一過性のものとせず、障がい者に対する理解や配慮につなげていく必要がある。

以上のことから、障がい者のスポーツへのアクセスや障がい者に対する理解が十分でない現状を踏まえ、障がい者がより身近なところでスポーツを楽しめる機会や環境づくりを進め、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しめるような社会を実現していくことが求められる。

具体的には、障がい者スポーツの拠点となる施設の運営・利用促進とともに、実際に見て、触れる機会を提供することで、スポーツへの理解と関心を高められるよう、パラリンピアンへの派遣、施設情報の見える化、府内学校や民間企業への障がい者スポーツの出前事業等を通じた理解促進等の取組を進める。

その際、障がい者本人にとって、実際に見て、触れる機会が大切であることから、スポーツの魅力を体験できる機会や利用できる施設等の情報をわかりやすく伝えていく。あわせて、障がい者がスポーツにアクセスし、スポーツを続けていくためには、家族等周囲の不安を解消し、その理解を深めることが同様に大切である。また、障がい者スポーツの裾野を広げていくためには、障がいのない人に対しても、障がい者スポーツの魅力を伝えていく必要がある。

このため、障がい者スポーツの情報発信や理解促進にあたっては、障がい者本人だけを対象とするのではなく、幅広く行っていくことが求められる。

施設の運営や利用促進にあっても、施設のバリアフリー化やわかりやすい案内表示の設置等ハード面の整備とともに、障がい者や障がい者スポーツへの正確な理解のうえに、障がい者への合理的な配慮をはじめ、情報発信や応対に際して、適切な配慮を行っていくなどソフト面の整備を進めていくことが何よりも求められる。

なお、トップスポーツチーム等と連携したスポーツコミッションによる取組やスポーツツーリズムの推進にあっても、障がい者スポーツの推進という視点をもって、事業内容を検討し、幅広く、障がい者スポーツの推進に取り組んでいく。

(具体的な取組例)

➤ 府内の小学校・支援学校へのパラリンピアンへの派遣

パラリンピックでの体験談等を直接聞くことや、実技指導を直接受けることを通じ、子ども達が障がい者スポーツに対する理解を深め、スポーツをともに楽しみながら学ぶ体験ができるよう、府内の小学校・支援学校へパラリンピアンを派遣する取組を進める。

(講話)



(実技指導)



- 府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの施設運営・有効活用
障がい者スポーツの重要な拠点として、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や府立稲スポーツセンターの施設運営・有効活用、施設情報の見える化を通じ、障がい者がスポーツを楽しめる活動を支援する。
- 大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣
障がい者スポーツの参画人口の拡大、競技力の向上を図るため、大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣を行う。

3 スポーツの習慣化と健康づくり

令和2年度世論調査において、「運動・スポーツを実施した理由」としては、「健康のため」が79.6%ともっとも高く、「体力増進・維持のため」「運動不足を感じるから」が続き、その他、「筋力増進・維持のため」「肥満解消、ダイエットのため」などを含め、心身の健康にかかわる理由が顕著となっている。さらに、スポーツの価値としては、「健康・体力の保持増進」が77.0%ともっとも高くなっており、スポーツと健康は密接に結びついていると考えられる。

このため、誰もが、一生涯にわたり、健康で生き活きた生活を送ることができるよう、スポーツによる健康づくりに重点的に取り組む必要がある。

都市魅力の分野でも、健康に着目し、都市魅力創造戦略では、「健康と生きがい」を創出するスポーツに親しめる都市」が都市の賑わいや活力を創出し、高めていくためのめざすべき都市像として設定されている。

スポーツと健康づくりを進めるにあたっては、スポーツが生活の中に定着し、府民誰もが自然とスポーツを楽しみ、日々の生活を送ることが健康づくりにつながっていることが理想の姿と考える。

その際、重要な視点として、令和2年度世論調査では、「運動・スポーツの実施阻害要因」に、「コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化」が各年代で平均してあげられており、実際に、コロナ禍により、多くのスポーツイベントが中止になったことから、コロナ禍に対応して、スポーツを楽しむ機会を途切れさせない工夫が求められる。

また、スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代について、当該世代の健康をスポーツで支えるため、一日の大半を過ごす職域での取組が重要となることから、理解啓発等において、企業への働きかけを行い、企業における理解を促進することが求められる。

さらに、スポーツの幅広い概念を考えると、楽しむために行うスポーツと、健康づくりを目的として行うものは別個のものではなく、健康体操や運動療法における筋力トレーニング等においても、スポーツの持つ楽しさという観点は重要であり、楽しく行うことで、継続して行われることが期待される。そのためには、スポーツと健康分野等が緊密に連携して取組を行うことが必要である。

以上を踏まえ、具体的には、コロナ禍でも途切れることなく、習慣的に自宅等でできるスポーツの普及を進めるとともに、府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」の活用、企業への働きかけ、事例発信等において健康分野等と連携し、一体となってスポーツによる健康づくりに取り組む。

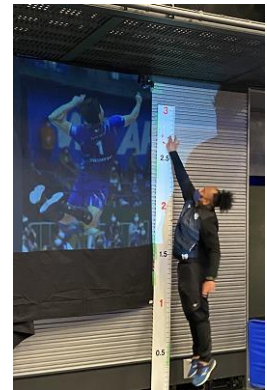
(具体的な取組例)

- 大学等と連携したスポーツの習慣化

国が進める「Sport in Life プロジェクト⁷」の枠組みも活用しながら、大学等と連携し、例えば、ダンス等誰もが楽しめるスポーツコンテンツの創出を通じ、スポーツの習慣化を進める。

➤ スポーツイベントにおけるスポーツと健康づくりが連動した理解啓発

スポーツと健康分野双方からの理解啓発を行うため、トップアスリートが参加するスポーツ体験イベント等を、「アスマイル」アプリの健康イベント参加ポイント対象とするなど、府民が楽しみながら、スポーツと健康づくりに取り組める活動を推進する。



4 地域でスポーツを楽しむ環境づくり

府内には、府立門真スポーツセンターや府立体育会館等府立の大規模スポーツ施設をはじめ、多種多様なスポーツ施設があり、身近な地域における市町村の施設を含め数多く整備されている。

また、多くの魅力的なトップスポーツチームがあるほか、都市部を少し離れた周辺には、アウトドアスポーツを楽しめるような自然環境も存在している。こうしたスポーツ資源が身近な場所で豊富にあり、府民がスポーツの魅力に触れ、楽しめる場が一定整っていることは大阪の強みである。

このため、こうした大阪ならではの強みを活かし、府民が身近な場所で気軽にスポーツにアクセスして、習慣的にスポーツを楽しめるよう、よりよい環境づくりに取り組んでいくことが求められる。

⁷ スポーツ庁が取り組む、一人でも多くの人がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会をめざすプロジェクト。Sport in Life の実現を目指す自治体・スポーツ団体・経済団体・企業等を幅広く募り、コンソーシアムを組織しており、大阪府（スポーツ振興課）も加盟している。

令和2年度世論調査においても、スポーツの実施阻害要因として、「仕事や家事が忙しいから」や「面倒くさいから」が高い割合を占めていることから、府民にとって身近な場所で、気軽にスポーツにアクセスできることは重要な視点である。

スポーツへのアクセスにあたっては、物理的に近い距離にあることが望ましいが、すべての人の身近な場所に多様な施設を整備していくことは困難であることから、市町村やスポーツ団体等と連携しながら、既存施設の適切な維持管理・有効活用を図っていくとともに、これらの施設や体験イベント等のスポーツ情報へのアクセス向上を図っていくことが重要である。

あわせて、スポーツの楽しさや魅力にふれ、スポーツに対する関心を高めることで、スポーツにかかわることへの心理的なハードルを下げることも必要である。次世代アスリートの養成を含めた競技力の向上を図ることは、高い競技力を備えたトップアスリートのパフォーマンスに触れることを通じて、スポーツの魅力を体験することができるという点で重要であり、トップアスリートと触れ合える機会も積極的に創出していく。

また、地域でスポーツを楽しむ環境づくりには、スポーツをささえる組織や人材が、ともに必要であり、市町村やスポーツ団体等と連携しながら、地域でのスポーツ活動を推進していく。

これらの点を踏まえ、具体的には、地域スポーツの担い手で、地域でスポーツを楽しむ場である総合型地域スポーツクラブの支援、府施設をはじめ地域にある様々なスポーツ関連施設の有効活用・施設情報の見える化、ささえる人材の育成等の環境づくりに取り組んでいく。

（具体的な取組例）

- 総合型地域スポーツクラブを通じた地域スポーツの活性化
国、市町村、スポーツ団体等と連携し、地域スポーツ活性化の担い手となる総合型地域スポーツクラブに対し、質の向上等に向け、活動の支援を行う。
- 地域や家庭でスポーツを楽しむ機会の充実
学校体育施設のスポーツ活動への開放や地域スポーツクラブの育成・活用など、地域や家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やす取組を進める。
- スポーツボランティアの普及・定着
大規模スポーツイベントや障がい者スポーツイベント等をささえる体験を通じて、府民にスポーツボランティアの精神を普及・定着させ、研修等により、登録ボランティア組織等の質の向上、育成を図る。

5 スポーツコミッションによる生涯スポーツの推進

スポーツ庁では、「地域スポーツコミッション」を、地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商

工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織と位置付け、スポーツと各種の地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進するものとしている。

府内には、トップスポーツチーム、国際的、全国的なスポーツ大会の会場となる大規模なスポーツ施設、サイクリングやアウトドアスポーツが楽しめる自然環境、大阪マラソンといったスポーツイベント等様々の魅力的なスポーツ資源が存在する。また、スポーツ用品製造業等スポーツ産業の集積があり、スポーツは大阪の大きな強みとなっている。

これまで、試合の観戦優待やトップアスリートの小学校への派遣等チームと連携した事業を展開してきたが、トップスポーツチームをはじめ、スポーツ団体や経済団体等と一体となり、大阪の強みを活かし、スポーツツーリズムの推進や生涯スポーツの振興を一層図る組織として、大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)を令和4(2022)年1月に設立した。

大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)では、トップスポーツチームや企業等と連携することにより、トップアスリートとともにスポーツを楽しみ、直接指導を受けられる体験教室や、企業の技術力を活用し、VR等新たな形でスポーツを楽しめる体験型イベントなど、様々な魅力的なコンテンツを創出していく。

大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)の取組を通じ、府民のスポーツに対する関心を一層高め、スポーツを楽しめる時間と場所を提供し、生涯スポーツを推進していく。

魅力的なコンテンツの創出にあたっては、ボッチャ等の障がい者スポーツを取り入れ、また、障がい者スポーツ以外のスポーツと組み合わせることで、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツの魅力に触れることができる機会をつくり、共生社会の実現をめざす障がい者スポーツの推進にもあわせて取り組んでいく。

(具体的な取組例)

- 大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)による生涯スポーツの推進
 - ・スポーツ実施のきっかけづくりとして、トップアスリートのパフォーマンスや指導を通じスポーツの楽しさを体感できるスポーツ教室・体験イベントの開催
 - ・同一の場で複数のトップスポーツチームの公式戦を観戦できる、ハイレベルなスポーツの楽しさに触れる機会の提供
 - ・スポーツチームの競技施設を活用した地域との交流事業の実施

(参考) 大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT) 構成団体

(令和4年1月設立時点)

◆ 行政 大阪府

◆ スポーツチーム(16 チーム)

(野球)	オリックス・バファローズ
(サッカー)	ガンバ大阪、セレッソ大阪、F.C.大阪、スペランツァ大阪
(フットサル)	シュライカー大阪
(ラグビー)	花園近鉄ライナーズ、NTT ドコモレッドハリケーンズ大阪
(バスケットボール)	大阪エヴェッサ
(バレーボール)	堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ、パナソニックパンサーズ、 JT マーヴェラス
(卓球)	日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ
(ハンドボール)	大阪ラヴィッツ

- ◆ 関係団体 (公財)大阪府スポーツ協会、大阪府障がい者スポーツ協会、
大阪商工会議所



第4章 施策の具体的方向性 2の柱 成長するスポーツで楽しいまちづくり

大阪の強みであるスポーツ資源を観光、食、健康等幅広い分野と結びつけ、様々な形のスポーツツーリズムの推進、スポーツと健康づくり等における産業との連携・技術活用、スポーツイベントの展開により、スポーツの価値や魅力を高め、スポーツとともに成長し、活力にあふれた「成長するスポーツで楽しいまちづくり」をめざす。

1 様々な形のスポーツツーリズムの推進

第3期スポーツ基本計画では、スポーツツーリズムについて、これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であったと捉えられ、各地でほう芽が見えつつあるが、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきたことと、今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来を見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題とされている。

そして、国においては、従来のスポーツツーリズムのみから、広くスポーツによる地方創生、まちづくりへの取組の転換がみられる。その際、スポーツツーリズムはスポーツによる重要な要素の一つとして、スポーツによる地方創生においては、従来のスポーツツーリズムなどアウター施策⁸に加え、インナー施策⁹を含めて、総合的に進めることが重要とされ、従来のスポーツツーリズムはアウター施策に位置付けられている。

しかしながら、スポーツと観光を融合したスポーツツーリズムは成長分野として、可能性を秘めた新しい分野であるとともに、スポーツの要素を含む観光行動・旅行として、対象は府外からの移動にとどまらず、インナー施策とアウター施策の双方にまたがるものであると考えられる。

例えば、府民が周辺地域の自然環境を自転車でのんびりと散策（ポタリング¹⁰）した後で、中心部のスタジアムでトップスポーツチームの試合を観戦することは、府民の健康増進、移動と消費を通じた域内の活性化、さらには大阪の魅力をスポーツを通じて再発見することで地域への愛着が生まれるなど、多様な効果が見込まれる観光行動である。

また、都市魅力創造戦略においても、「大阪が誇るスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムの推進」は重要な施策として位置付けられている。

このため、本計画では、スポーツに観光、食、健康等の要素を融合させたスポーツツーリズムに重点的に取り組み、スポーツ自体の魅力を高めるとともに、スポーツを通じて他分野を活性化させることで、活力にあふれた楽しいまちづくりにつなげていく。

⁸ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

⁹ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

¹⁰ 近郊をのんびりと気軽に散歩する自転車の楽しみ方がポタリングとよばれる。

その際、スポーツツーリズムには様々な形があること、様々な形のスポーツツーリズムを創出できるように留意する。

例えば、自転車で大阪のベイエリアを巡る、大阪マラソンにランナーやボランティアとして参加する、大阪のスポーツチームの試合を観戦する等スポーツツーリズムには様々な種類があり、旅行としてスポーツをする目的も、スポーツを楽しむことが主目的であったり、スポーツとともに食事を楽しむことが目的であったりと様々である。

様々な形のスポーツツーリズムを創出していくためには、出張で訪れた後でスポーツ観戦をする、大阪マラソンに参加した翌日に観光名所を巡る、ハイキングとスポーツ観戦のように複数のスポーツを楽しむなど、人々が滞在時間を延ばし、多様な観光行動をとれるよう促す仕組みづくりが重要である。

また、府内には、トップスポーツチーム、大規模スポーツ施設、サイクリングやアウトドアスポーツが楽しめる自然環境、大阪マラソンといったスポーツイベント等多様なスポーツ資源が存在するとともに、観光・食等スポーツ以外の強みもある。

これらの強みを活かして、サイクルツーリズム、アーバンスポーツツーリズム、アウトドアツーリズム等様々な形のスポーツツーリズムを推進し、人とまちを活性化させることに取り組んでいく。

加えて、スポーツツーリズムの推進にあたっては、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現をめざし、障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツを体験できるスポーツツーリズムや、二酸化炭素排出に関連する人の移動を伴うことに対し、世界的な脱炭素化の観点から、自転車を活用したサイクルツーリズムのように、「10 不平等」「13 気候変動」といったSDGsにも配慮した取組が求められる。

以上を踏まえ、大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）を中心として、市町村や大阪観光局等多様な主体と連携しながら、様々な形のスポーツツーリズムの推進に取り組んでいく。

2 スポーツコミッションによる活力あるまちづくりの推進

第3期スポーツ基本計画では、「地域スポーツコミッション」は、スポーツツーリズム推進の担い手と位置付けられ、地域外からの誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を果たすことが期待されている。また、スポーツによる地方創生、まちづくりにあたっては、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献することが政策目標に掲げられている。

大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）においても、府民のスポーツに対する関心を一層高め、スポーツを楽しめる時間と場所の提供を通じて、生涯スポーツの推進を図るとともに、スポーツツーリズムの推進を通じて、活力あるまちづくりに資することを目的としている。

トップスポーツチーム、スポーツ団体や経済団体等と一体となって組織した大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）は、これまで培ってきたトップスポーツチーム等との連携を強みとしており、この強みを最大限に活かして、スポーツツーリズムを推進していくことが求められる。

具体的には、大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）が有するスポーツ資源を中心に、多様な資源を大阪の都市魅力として活用し、試合観戦と観光の融合、イベント・合宿の誘致、トップアスリートとの交流等多彩なコンテンツを創出することで、スポーツツーリズムの推進に取り組み、活力あるまちづくりを推進していく。

（1・2の具体的な取組例）

➤ 地域資源を組み合わせたスポーツツーリズムのモデル形成

大阪・関西万博に向け、ベイエリア上にあるスポーツやその他の地域資源を組み合わせ、大阪の都市魅力を楽しめるサイクル等ツーリズムルートの形成や体験型モデルの実施に取り組むことで、本格的な展開に向けた基盤づくりを進める。

➤ トップスポーツチーム等と連携した多彩なコンテンツの創出

トップスポーツチーム等との連携という強みを活かし、トップスポーツチームの試合観戦、チームの競技施設等を活用したイベント・合宿の誘致と観光を組み合わせたモデルツアーの企画、検証を行い、多彩なコンテンツを創出する。

➤ 市町村や大阪観光局等と連携したスポーツツーリズム情報の発信

スポーツツーリズムへのきっかけとなるよう、スポーツツーリズムを楽しめる観光名所、ルート、マップ等の情報を市町村や大阪観光局等と連携して発信する。

3 産業連携・技術活用による成長するスポーツづくり

第3期スポーツ基本計画では、「スポーツ界におけるDX¹¹の推進」と「スポーツの成長産業化」が個別の施策として掲げられ、スポーツ実施における先進デジタル技術やデータの活用の促進、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出の推進、プロスポーツチームを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデルの開発の支援等による成長産業化がそれぞれ施策目標とされている。

スポーツにおける技術の活用には、企業等産業との連携が必要かつ有効であり、スポーツを楽しむ新たな手法の創出等スポーツの魅力と価値を高めていくことは、スポーツそのものを含めた

¹¹ Digital transformation（デジタルトランスフォーメーション）のことで、大阪スマートシティ戦略 Ver.1.0（令和2年3月策定）では、新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させることと定義されている。

スポーツ分野全体を成長させていくことである。

また、スポーツが幅広い分野にかかわり、スポーツ以外の分野や社会一般にもたらす多様な価値を踏まえると、スポーツの成長を促進していくことは、健康、観光、飲食等他分野への波及効果を通じて、スポーツとともに地域が成長していくことにつながる。

すなわち、スポーツの成長と、スポーツ本来の魅力と力を活かし、他分野において新たな価値を生み出すことは相互に連動しており、本計画では、「スポーツとともに成長すること」を重要な考え方として基本理念の中に盛り込み、「成長するスポーツで楽しいまちづくり」を具体的な施策の方向性の柱の一つに掲げている。

その点で、第3期スポーツ基本計画における、「スポーツ界におけるDXの推進」と「スポーツの成長産業化」は一体となって取り組むことが求められており、本計画においては、「産業連携・技術活用による成長するスポーツづくり」として、取組を進めていく。

府内には、トップスポーツチームや施設等豊富なスポーツ資源とスポーツ用品製造業等スポーツ産業の集積に加え、高い技術力やアイデアを有する企業が数多く存在しており、府内・府外の様々な企業と連携することで、成長するスポーツを生み出すことができる土壌がある。

既に、大阪商工会議所は、スポーツと他産業の融合による新たなビジネス創出を促進するプラットフォーム「スポーツハブKANSAI」を平成 29(2017)年に立ち上げ、全国的なネットワークを構築し、スポーツ団体や関連企業だけでなく、異業種を含む多彩な企業やスタートアップ等の参画を得て、ビジネスマッチングや実証等を通じ、スポーツの価値向上、及び、スポーツの魅力を活かした新ビジネス創出の加速に注力している。

令和3(2021)年度には、スポーツ庁「スポーツオープンイノベーション推進事業」における運営協力事業者を受託し、スポーツ庁との連携事業を実施することで、スポーツ産業振興の取組としての存在感を増しつつある。

具体的には、大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)を軸に行政が有するトップスポーツチームとのネットワーク等を活かし、スポーツ産業振興の取組を先駆的に進める大阪商工会議所等多様な主体との連携を強化・推進する。その基盤のうえに、健康や ICT 等他産業との融合、デジタル化、データ活用、VRをはじめとする新しい技術の活用を進めることで、スポーツの魅力と価値を高めるとともに、スポーツを活かした新たな産業・サービスの創出に取り組み、地域とともに成長するスポーツづくりをめざしていく。

(具体的な取組例)

- 大阪商工会議所との連携強化、他産業との融合による新たなビジネス創出の促進
「スポーツハブKANSAI」を展開する大阪商工会議所との連携を強化し、行政がコーディネーターの役割を果たして、例えば、スポーツと健康づくり等において、トップスポーツチームと健康・ICT 等他産業との事業連携を推進し、スポーツの魅力と価値を

高めるビジネス、スポーツを活かした新たなビジネスの創出の双方を促進していく。

➤ トップスポーツチームや企業等との実証実験の推進

地域活性化への貢献や新たなファン獲得をめざすトップスポーツチームや技術力を有する企業等と連携して、例えば、エコなシェアサイクルの活用など、スポーツ観戦に新たな価値を付加し、魅力の向上を図るとともに、スポーツを通じて環境や交通問題にも取り組むモデルケースの実証実験を実施し、取得データの分析を通じ、本格展開を検討していく。

4 人とまちを活性化するスポーツイベントの展開

多くの人々が集い、ともに参加するスポーツイベントを開催することは、府民誰もがスポーツを楽しむ機会を提供するだけでなく、都市の魅力を生み出し、まちに活力とにぎわいをもたらす。

また、スポーツイベントは、スポーツツーリズムの対象となる魅力的なスポーツ資源というだけでなく、例えば、産業連携・技術活用の実証実験の場として、大学や企業等と連携し、スポーツにおける新たな取組を試みる絶好の機会となる。

大阪には、都市型市民マラソンとして親しまれ、令和4(2022)年2月の開催で10回目を迎えた大阪マラソンという大規模スポーツイベントがあり、第10回大会からは、びわ湖毎日マラソンと統合し、国内外に大阪の都市魅力をこれまで以上に発信できることとなった。

イベントの開催にあたっては、感染症対策をはじめ安全・安心の観点は重要であり、魅力の一つとなるが、大阪マラソンにおいては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、関係機関やボランティアと連携した救護体制等により、安全・安心な大会運営を期している。

また、国内外から多くの人が集まり、ともにスポーツを楽しむ大規模な国際スポーツイベントであるワールドマスターズゲームズ関西の令和8(2026)年度の開催が検討されている。

都市魅力創造戦略においては、安全・安心の視点から、「安全・安心で持続可能な魅力ある都市の実現」を基本的な考え方に掲げるとともに、「安全で安心して滞在できる24時間おもてなし都市」「世界に誇れるスポーツ推進都市」「健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市」をめざすべき都市像に設定している。

このため、大阪マラソンをはじめ、人とまちを活性化する大規模なスポーツイベントを安全・安心に開催できるよう取り組んでいくとともに、新たなスポーツイベントの開催・誘致についても、スポーツ団体、大阪観光局や企業等と取り組むことにより、スポーツイベントの展開を通じて、活力にあふれた楽しいまちづくりをめざしていく。

(具体的な取組例)

➤ 安全・安心に万全を期した大阪マラソンの開催

感染症対策をはじめ、安全・安心な大会運営を行うとともに、びわ湖毎日マラソンとの統合により、一層の魅力向上を図り、大阪マラソンのさらなる進化・発展に取り組む。



➤ スポーツイベントの開催、誘致

スポーツ団体、大阪観光局や企業等と連携し、府民がスポーツを楽しめる新たな機会を提供できるよう、大規模スポーツイベントの開催、誘致について、情報収集や連携体制の構築等取組を進めていく。

第5章 スポーツ施策の推進体制等の強化

Ⅰ 情報発信の強化～「する」「みる」「ささえる」は「しる」ことから～

「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツを楽しむことに参加することは、「しる」ことから始まる。スポーツにかかわる「する」「みる」「ささえる」情報にアクセスできなければ、その先にあるスポーツに参加する活動はできず、スポーツが有する価値である「楽しさ」「喜び」を享受することはできない。

「しる」ことは、スポーツの世界への扉を開くために非常に重要な意味を持つ。

スポーツ庁が令和2年度に行ったスポーツ政策調査研究事業¹²では、コロナ禍において求められている発信者、発信媒体、発信内容について調査が行われている。

情報を入手したい発信者としては、「地方自治体や国」「アスリート」「スポーツ関連企業や団体」が特に求められている。中でも、「地方自治体や国が発信する情報」は 25.4%と最も高くなっており、情報発信における行政の役割は重要である。

情報を入手する際に、希望する発信方法（情報媒体）としては、「テレビ番組」が 59.7%と最も高く、次いで、行政でも主要な媒体である「ホームページ」が 49.9%、「SNS（Twitter、Facebook、Instagram 等）」が 48.4%となっている。

年代別にみると、若者のスポーツ離れが課題とされる中、10代、20代では、「SNS」が7割を超え、もっとも高くなっており、スポーツ実施率の低い層へのきっかけづくり等に取り組むためには、情報媒体ごとの特性を踏まえ、ホームページやSNSを積極的に情報発信に活用していく必要がある。

希望する情報の内容としては、「自宅などでもできる運動のやり方・効果」が 64.6%、次いで「スポーツ実施中の有効な感染防止対策」の 47.3%、「スポーツ施設で実施されている感染防止対策」の 44.6%となっており、コロナ禍でも工夫をして、安全にスポーツを楽しむことができる情報が求められている。

このため、コロナ禍をはじめ社会状況の変化を的確に捉え、ニーズに応じた情報発信を迅速かつ適時に行い、スポーツを楽しめる機会の提供に取り組んでいくことが必要である。

また、急速に進展する現代の情報社会においては、インターネットやモバイル端末の普及により、どこにいても瞬時に情報を検索して入手できるようになった。一方、情報が氾濫し、必要な情報を選びとることの難しさやデジタルデバイド（情報格差）¹³の問題もあり、スポーツに関する様々な情報を一元的に集約して、わかりやすく情報発信することが重要である。

¹² 新型コロナウイルス感染症の流行による国民のスポーツへの参画状況や意識の変化、健康状態等に関する調査研究（令和2年度）

¹³ インターネットなどの情報技術を使える人と使えない人との間に生じる格差

加えて、大阪の誇るスポーツ資源であるトップスポーツチームとの連携等という大阪ならではの強みを活かして、楽しく魅力的なコンテンツを作成することや情報の伝え方を工夫することで、より訴求力のある情報発信が求められる。

さらに、試合観戦や施設といったスポーツ活動に直接かかわる情報の発信だけでなく、多様な主体が連携して、計画を推進するためには、何よりも、本計画自体について、広く府民や企業等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念について、正確な理解と共有が図られるよう、取り組むことが求められる。

(具体的な取組例)

➤ 「スポーツ大阪」によるスポーツ情報発信機能の強化

多言語対応のスポーツ情報専用ホームページ「スポーツ大阪」に、試合観戦やスポーツ施設、本計画の理念・内容など、府民がスポーツ活動に参加するにあたって、知りたい、伝えたい情報を集約して掲載するとともに、障がい者スポーツや健康づくり等関連する情報とリンクさせることにより、情報の一元的な発信を推進する。

あわせて、わかりやすく楽しい情報発信に取り組み、府のスポーツ情報発信機能を強化する。

➤ トップスポーツチームや大阪観光局等と連携した情報発信

トップスポーツチームの選手が登場する動画等魅力的なコンテンツの作成、大阪観光局や市町村等と連携した情報発信により、府民に訴求力のある情報発信を推進する。

■ スポーツ情報専用ホームページ「スポーツ大阪」

<https://sports.pref.osaka.jp>



➤ 公式SNSを活用した情報発信

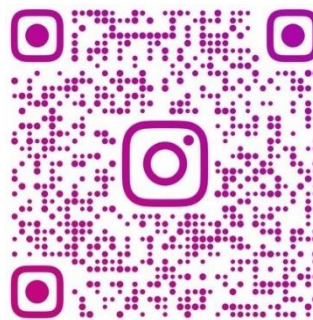
Twitter や Instagram といった、それぞれの SNS の特性（速報性・拡散性等）を活かした情報発信を組み合わせ、より効果的な情報発信を推進する。

■ 大阪スポーツプロジェクト公式SNS

Twitter



Instagram



2 連携体制の強化

（1）庁内の連携体制の強化

府のスポーツ施策については、主として、生涯スポーツ社会づくりに関することを府民文化・スポーツ室スポーツ振興課が、障がい者のスポーツ活動の支援に関することを福祉部障がい福祉室自立支援課が、学校体育やその他スポーツ活動の普及振興に関することを教育庁教育振興室保健体育課が、スポーツ担当部局としてそれぞれの役割を担っている。

本計画においては、生涯スポーツの概念を、「誰もがそれぞれのライフステージにおいて健康で幸せな生活を送ることができるよう、楽しむスポーツ」とし、そこには、学校体育や競技スポーツも含み、当然のことながら、障がい者も生涯スポーツを楽しむ主体であり、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、学校体育それぞれの領域は重なり、密接に関連している。

また、スポーツを取り巻く社会状況の変化に伴い、スポーツの社会的役割は拡大しており、スポーツ自体の振興から、スポーツを通じた成長へとスポーツ施策のあり方にも変化が生じている。

本計画においては、スポーツによる健康づくり、スポーツツーリズムの推進に重点的に取り組むように、スポーツには、スポーツを通じて健康、観光、まちづくり等幅広い分野に貢献し、波及効果をもたらすことで、様々な地域課題を解決することができる力を有している。

以上を踏まえ、スポーツ自体の振興のみならず、スポーツの力を活用して、幅広い分野においてスポーツを通じた成長、地域課題の解決に取り組むためには、庁内の連携体制をより一層強化することが必要である。具体的には、庁内関係部局で構成される大阪府スポーツ施策推進会議の場等を活用しながら、スポーツ担当部局をはじめ、健康医療部等庁内関係部局が相互に連携して施策を推進していく。

(2) 外部との連携強化

社会の急速な変化に対応して、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を展開していくためには、スポーツ関係施設等府内の各地域にある資源の活用という観点からも、市町村、大学、企業等外部との連携が必要である。とりわけ、デジタル化、データ活用、VRをはじめとする新しい技術を活用し、スポーツ自体の魅力と価値を高め、スポーツを通じた産業振興の取組を進めるにあたっては、先進的な技術や設備を有する大学や民間企業との連携や、各種産業とのネットワークを有する大阪商工会議所等との連携を一層進めていくことが必要である。

このため、府においては、令和4(2022)年1月に、行政、トップスポーツチーム、関係団体等が一体となってスポーツ施策を推進していく組織として、大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)を設立し、本計画の2つの柱である「誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり」「成長するスポーツで楽しいまちづくり」の双方において、施策の具体的な方向性として、「スポーツコミッションによる取組の推進」を設定した。

本計画に基づくスポーツ施策の推進にあたっては、大阪スポーツコミッション(OSAKA SPORTS PROJECT)による取組を中心に、外部との連携を強化して取り組んでいく。

都市魅力創造戦略においても、大阪全体の活性のためには、多様な主体との連携が必要であることが基本的な考え方として示されている。

さらに、スポーツが幅広い分野にかかわることから、今後とも、多様な主体との連携強化を一層図っていくことに加え、スポーツを取り巻く社会状況の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、スポーツ施策をより効果的・一元的に推進することができるよう、必要な体制のあり方についても検討を行っていく。

3 財源の確保

スポーツ基本法第4条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と地方公共団体の責務が規定されている。

スポーツの果たす公共的役割の重要性に鑑み、府の責務として、本計画に基づくスポーツ施策を確実に実施していくためには、継続的かつ安定的に、予算を核とする財源の確保が図られるよう努めていくことが必要である。

そのためには、厳しい財政状況の中、確保した財源の効率的・効果的な活用を努めることを前提として、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツ施策を主体的に実施できるよう、国に対

して必要な支援を求めるとともに、国の支援やスポーツ振興くじ(toto)助成金等外部の資金を活用していくことが重要である。

また、「なみはやスポーツ振興基金¹⁴」等スポーツに対する寄付や支援の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングといった新たな手法を含め、「する」「みる」「ささえる」の基盤となる多様な財源の在り方について検討を行っていく。

¹⁴ 平成9（1997）年のなみはや国体を契機に、生涯スポーツの振興を図るために創設された本府の基金で、大阪マラソン、スポーツ体験会や体力測定会等身近で気軽にスポーツを楽しめる様々な事業に活用している。

第6章 計画の見直し及び進捗管理

Ⅰ スポーツを取り巻く環境の変化と本府の状況

令和2(2020)年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、日常生活や社会経済活動は大きな影響を受け、様々なスポーツ活動については中止・延期を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われた。

本府においても、こうした状況を打開すべく、感染症対策を徹底しながら、コロナ禍でも自身の健康の保持増進のために少しでもスポーツに触れる機会等の提供ができるような取組を続けてきた。

例えば、本府が主催するキッズスポーツ体験会においては、在阪スポーツチーム選手の協力のもと、準備運動、基礎練習から中級者レベルの練習方法などについて、実技を行いながらの説明や質疑応答をリアルタイムでオンライン配信するなど、新しい手法を模索しながら実施してきた。また、運動指導を組み合わせた体力測定会については、コロナ禍でも実施できるようホームページを活用してウェブでできる仕組みを構築し、在阪スポーツチーム選手による測定のデモ動画の掲載や、選手の測定結果との比較の表示など、関心を持ってもらえるよう工夫を凝らした。さらに、ダンスやチアリーダーディング、ディスコンなどのスポーツ・レクリエーション団体の発表交流会では、演技・活動の動画をオンライン配信し、実際に見て、体を動かす機会を提供した。

また、東京2020大会等では、世界中から集まったトップアスリートによる熱戦と、本府ゆかりの選手が活躍する様子が報じられ、府民に夢と感動、そして未来への希望を与えるとともに、スポーツへの関心を高める結果となった。

現在、新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられ、行動制限が緩和された状況下においては、安全安心なスポーツの楽しみ方や、「する・みる・ささえる」スポーツをより一層推進していくために、あらゆる機会を通してスポーツの価値などを発信していくことが必要であることから、引き続き、スポーツを取り巻く環境の変化等に注視しながら、取組を進めている。

(Ⅰ)第3次大阪府スポーツ推進計画の取組状況

ア「Ⅰの柱 誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくりの推進」について

国においては、一人でも多くの人々がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会をめざして、令和2(2020)年度から「Sport in Life プロジェクト」を開始し、生涯スポーツの普及に取り組んでいるところである。

本府においても、スポーツ人口拡大・運動習慣化の重要性が高まる中、スポーツを通じて健康の維持・増進、介護予防などを図り、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、生活の質の向上につながることから、オリンピック・パラリンピック派遣事業や体力測定会、運動・スポーツ習慣化促進事業^{※1}、子ども元気アッププロジェクト事業^{※2}、ICT 活用による子どもの体力向上事業^{※3}等の取組を進めている。

※1 運動・スポーツ習慣化促進事業(令和5年度～)

年代別の週1日以上運動・スポーツ実施率は、特に20代～50代の働く世代で引き続き低い傾向となっていることから、この世代を中心に、運動経験がない人や運動が苦手な方、老若男女、障が

いの有無に関わらず誰でも気軽に安全に参加できるスポーツイベント(ウォーキングフットボール)を実施することで、運動・スポーツ習慣化のきっかけづくりを行う事業(国庫補助事業)。

※2 子ども元気アッププロジェクト事業「めっちゃ WAKUWAKU 体育応援事業」(令和5年度～)

小学校教員の指導力向上をめざし、「子どもの体力向上」に資する授業を行うための実践的指導力を養う研修会や、子どもたちが楽しい水泳授業を学び、教員が楽しい授業づくりや指導方法を実践的に学ぶことを目的として、府内小学校にトップコーチの派遣を実施。

※3 ICT 活用による子どもの体力向上事業(令和5年度～)

小学3・4年生を対象にICTを活用した大阪府独自のスポーツテスト(めっちゃ MORIMORI スポーツテスト)を実施。子どもの体力・運動能力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を検証・把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する事業。

イ「2の柱 成長するスポーツで楽しいまちづくりの推進」について

国においては、スポーツの成長産業化について検討が進められており、その中で、「様々な地域資源をスポーツの力で観光資源とすることで、スポーツ自体の振興とともに、交流人口の拡大や地域における経済波及効果などが期待される」としてスポーツツーリズムの活性化を進めている。

本計画においても、国の第3期スポーツ基本計画を踏まえ、スポーツに観光、食、健康などの要素を融合させたスポーツツーリズムに重点的に取り組み、スポーツを通じて他分野を活性化させることで、本府に訪れる人を増加させるとともに、府民の生活を充実させ、活力にあふれた楽しいまちづくりにつなげていくこととしている。

具体的には、スポーツ資源を活用して地域の活性化を図る「大阪スポーツプロジェクト」や「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト」※の取組を進めている。

※ 大阪いのち輝くスポーツプロジェクト(令和5・6年度)

大阪・関西万博を契機として、テクノロジーの活用を取り入れながら、アーバンスポーツを中心に誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツツーリズムを展開し、大阪に多くの人をひきつけるとともに、スポーツを通じ、大阪・関西万博の機運醸成や大阪・関西万博のテーマと連動した健康づくりに取り組むことで、「いのち輝く」スポーツ都市の実現を図り、大阪の成長を加速させていく事業。

(ア)デジタル技術を活かしたスポーツの推進について

新型コロナウイルス感染拡大以降、デジタル社会に対応したスポーツ推進に向けて、VR(バーチャルリアリティ、仮想現実)等を用いた運動プログラムの提供や、オンラインによる体力測定会等の動画の配信など、スポーツ健康づくりの機会創出の取組を進めている。

なお、第3期スポーツ基本計画においては、「IOCにおける指針等の国内外の動向を踏まえながら、引き続きスポーツ庁として「バーチャル」と「スポーツ」との関わり(いわゆる

「e スポーツ」の捉え方を含む)について検討していく必要がある」と示している。本府としても、国の動向に注視しながら、デジタル技術を活かしたスポーツの推進について継続的に検討していく。

(イ)観光分野と連携したスポーツツーリズムについて

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ水際対策の終了などにより、国内外の旅行者数が回復し、来阪者数も回復傾向となっており、大阪のスポーツの魅力を知っていただく機会が一層増えていることから、スポーツツーリズムを推進していくことがより重要になってきている。

府内には、魅力的な観光資源が多く存在しており、スポーツツーリズムの推進にあたっては、市町村等が有する観光分野や関係団体(大阪観光局等)との連携を図りながら、幅広い層に情報を発信することで、観光・スポーツ双方向への広がりによるさらなる地域活性化へとつなげていく。

(2) 大阪・関西万博開催を契機とした取組について

大阪・関西万博やSDGsといった視点を盛り込み、トップスポーツチーム等の魅力的なスポーツ資源を、観光・食など大阪の強みと組み合わせることで最大限に活用し、「楽しさ」を計画全体のキーワードとし、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いているところであり、引き続き、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を展開していく。

2 国の動向等を踏まえた府の取組について

(1)第3期スポーツ基本計画の動向

第3期スポーツ基本計画では、「第3期スポーツ基本計画における評価の実施」が盛り込まれており、「取組状況の進捗を定期的にフォローアップすること、計画前半期の取組状況の評価し、進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組内容や改善すべき取組等を、第3期スポーツ基本計画の後半期に向けて示すこと」とされている。

このため、国においては、「東京2020大会を契機とした共生社会の実現」等をテーマとして、新たに実施すべき取組などを示すこととしており、本府も国の中間評価を踏まえて施策の展開を図っていく。

(2)学校部活動の地域移行の現状

国においては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」を策定し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示した。その中で、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行(以下、「地域移行」という。)につ

いて、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを踏まえ、本府においても「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成 31 年2月）」を「大阪府における部活動等の在り方に関する方針（令和5年8月）」として改定し、地域スポーツ・文化芸術環境整備に向けた取組を重点的に行っていくため、地域の実情に応じ関係者の共通理解のもと、できるところから取組を進めていくこととしている。なお、それぞれの市町村においては、学校部活動の教育的意義や役割についても継承・発展させつつ、地域における子どもたちの新たなスポーツ環境構築に向けた検討を進めている。

また、国においては、令和6年8月5日に、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、地域移行に係る課題の整理・解決策、改革推進期間が終了する令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等、ガイドラインの見直しの論点整理等について検討を進めている。

3 指標及び目標値の設定について

新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられ行動制限が緩和される等の社会的な状況の変化を踏まえつつ、本計画の基本理念の実現に向けて、さらには、次期（第4次）計画の策定にもつなげるため、幅広い視点からスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項となる指標及び目標値を設定する。

「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」と「スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合」を本計画の指標とし、令和8年度末までに、「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」は70%、「スポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合」は100%を目標値とする。

（1）【考え方】

ア. 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率について

本府の20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は、現在50.6%（令和5年度）であり、計画策定時と比較して6.8ポイント程度減少するとともに、全国平均（52.0%、令和5年度調査）よりも下回っており、さらなる向上が必要である。

年代別に見ると、70代（66.5%）や10代（53.2%）の実施率が高い一方で、50代（42.7%）や30代（45.9%）が低い。

これらの結果から、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の促進と定着に向け、スポーツにあまり関心がない層も含め、府民のニーズに応じた個々の施策を検討する必要がある。国の第3期スポーツ基本計画において、「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%になること・・・を目指す」と定められていることから、本府の現在の実施率も考慮し、国と同レベルである「70%」を目標値として設定する。

イ. 「スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合」と「well-being (ウェルビーイング)」との関係性について

新型コロナウイルスの急速な感染拡大の影響により、あらゆる世代のスポーツ活動が大幅な制限を受け、大会やスポーツイベント等が中止となり、スポーツに触れる機会が減った。

一方で、スポーツが日々の生活や社会に活力を与えるなど、優れた効果を及ぼす力や価値があることを改めて示すことにもなった。

スポーツの持つ力や価値を活用しさらに高めることは、結果として、スポーツを通じて府民一人ひとりの生活や心がより豊かになるといった「well-being(ウェルビーイング)」の実現に繋がり、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現にも合致する。

また、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といったいずれかでスポーツに参画している人は、「well-being(ウェルビーイング)」が高い傾向がみられるが、本府のスポーツの参画状況をみると、過去1年間で「する」「みる」「ささえる」のいずれかに参画した人の割合は、現在87.3%(令和5年度)であり、全国平均と比較して0.5ポイント下回っていることから、さらなるスポーツ参画を促す魅力ある施策の推進が必要である。

国の第3期スポーツ基本計画には同指標の目標値は定められていないが、類似する「20歳以上の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと…を目指す」と定められていること、また、「する」「みる」「ささえる」のいずれかに参画することが「well-being(ウェルビーイング)」の実現にも繋がっていることを考慮して、スポーツ参画者の割合を指標として、「100%」を目標値として設定する。

指標	目標値	達成をめざす時期
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	70%	令和8年度末
スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合	100%	令和8年度末

(2)【対応方針】

本計画に基づき、スポーツに関する様々なニーズや課題に包括的に対応し、本府の特性を活かしつつ課題解決に戦略的に取り組むための施策を展開する。

例えば、国の第3期スポーツ基本計画においても「多様な主体におけるスポーツの機会創出」の具体的施策のひとつとして、アーバンスポーツの導入が示されており、本府においても身近にスポーツを感じてもらう施策として、取り組んでいく。

また、令和4年に設立した「大阪スポーツコミッション」は、現在、4年目を迎え、飛躍的に認知度は高まっており、スポーツ体験会や構成チームの試合を観戦する機会の創出など、「する」「みる」機会の拡大に寄与していることから、こうした取組を一層強化することにより、「する」「みる」「ささえる」のスポーツ参画者の割合をこれまで以上に高めていく。

さらに、SNS等を活用して本府スポーツの魅力や情報を分かりやすく発信し、スポーツに対する興味・関心を喚起していくとともに、スポーツ施設の充実などを通して、地域のスポーツ環境を向上していく。

参考指標

本計画の進捗状況をモニタリングするために、次のとおり、参考となる指標を設定する。

参考指標	参考値	出典
体育の授業が楽しい小学生の割合	90.5% (令和6年度)	スポーツ庁調査
大阪府ではスポーツが盛んだと思う人の割合	38.8% (令和6年度)	大阪府調べ
大阪府障がい者スポーツ大会における参加者数	841人 (令和6年度)	大阪府調べ
「大阪府障がい者スポーツ応援団長関本賢太郎」 Facebook のフォロワー数	242人 (令和6年度) ※1	大阪府調べ
大阪府にゆかりのある主なスポーツチームの年間 主催試合での観戦者合計数	330万人 (令和5年度)	大阪府調べ
「スポーツ大阪」へのセッション数	11,856 (令和6年度) ※2	大阪府調べ
大阪スポーツプロジェクト公式 SNS (Twitter・ Instagram) のフォロワー数	X (旧 Twitter) 2,659人 Instagram 2,596人 (令和6年度) ※3	大阪府調べ
ワールドマスターズゲームズ2027関西の認知度	13.6% (令和6年度)	大阪府調べ
大阪マラソンの外国人エントリー数	6,965人 (令和5年度)	大阪マラソン組織 委員会事務局調べ

※令和6年度実績は、判明分を掲載

※1 令和7年3月1日時点での実績

※2 令和6年4月～令和7年2年の月平均実績

※3 令和7年3月1日時点の実績

学校部活動の地域移行の取組状況

学校部活動の地域移行については、地域における子どもたちの新たなスポーツ環境を構築するため、国の動向を注視しつつ、市町村の取組の進捗状況を把握し、成果の普及を図り、必要な指導助言を行っていく。

取組状況		出典
地域スポーツクラブ活動体制整備事業 (国庫委託事業) 活用市町村数	5市 (令和5年度) 10市 (令和6年度)	大阪府調べ
中学校における部活動指導員の配置支 援事業 (国庫補助事業) 活用市町村数	22 市町 190 人 (令和5年度) 25 市町 225 人 (令和6年度)	大阪府調べ

4 進捗管理

本計画が掲げるめざすべきスポーツ像の実現に向け、各種施策を着実に推進するとともに、本計画の進捗を管理するため、学識経験者等の専門家で構成され、本計画の進捗を管理・検討する大

阪府スポーツ推進計画部会において、年度ごとに評価・検証を行う。

また、大阪・関西万博の成果を活かしつつ、次期（第4次）計画の策定を見据え、より実効性のある計画とするため、毎年、指標全体の数値や内容、個々の施策の達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し、適切な状況の把握に努めることで、本計画に掲げた施策を効果的に推進する。

参考資料

■ 大阪府スポーツ推進審議会委員

浅井 宏純	大阪府障がい者スポーツ協会 事務局長
浅川 又一	大阪高等学校体育連盟 会長
池島 明子	大阪体育大学 教授
猪野 守	公益財団法人大阪府レクリエーション協会 常務理事兼事務局長
岩重 敏子	大阪府スポーツ推進委員協議会 理事
○老田 準司	森ノ宮医療大学 教授
繁田 順子	大阪ハンドボール協会 理事長
四宮 友加里	相愛高等学校 新体操部監督
中嶋 千晶	公益財団法人大阪府スポーツ協会スポーツ医・科学委員会 委員
橋本 眞一	大阪府都市教育長協議会 代表委員
田中 節	大阪中学校体育連盟 会長
福本 幸	甲南大学女子陸上競技部コーチ
藤井 貞彦	大阪小中学校体育研究会 会長
長内 繁樹	大阪府市長会 副会長
三浦 寿子	大阪府議会 教育常任委員会 委員長
○会長	

■ 大阪府スポーツ推進審議会第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会委員

伊藤 央二	中京大学スポーツ科学部准教授
大前 千代子	大阪車いすテニス協会会長
○富山 浩三	大阪体育大学体育学部社会貢献センター長・教授
春名 秀子	元大阪府立今宮高等学校指導教諭・ダンス部顧問
◎比嘉 悟	桃山学院教育大学副学長・教授
横山 久代	大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター准教授
◎部会長 ○部会長代理	

(オブザーバー)

井村 悟朗	公益財団法人大阪観光局経営企画室スポーツツーリズム担当部長
久田 和伸	大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課長
槇山 愛湖	大阪商工会議所理事・産業部長

■ 策定経過

令和3年

9月28日 知事、教育長から大阪府スポーツ推進審議会会長に対し諮問

10月12日 令和3年度第1回大阪府スポーツ推進審議会
・諮問、部会の設置について書面決議

11月5日 第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会 第1回
・第3次大阪府スポーツ推進計画の策定に向けた課題整理

12月3日 第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会 第2回
・第1回計画策定部会の意見の整理
・オブザーバー、関係機関からのヒアリング

12月24日 第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会 第3回
・計画策定部会における意見の整理
・国における第3期スポーツ基本計画（中間報告）
・第3次大阪府スポーツ推進計画（骨子案）

令和4年

1月14日 第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会 第4回
・第3次大阪府スポーツ推進計画（部会報告案）

1月26日 令和3年度第2回大阪府スポーツ推進審議会
・第3次大阪府スポーツ推進計画（答申案）

1月27日 大阪府スポーツ推進審議会会長から知事、教育長に対し答申

2月8日から3月9日まで 府民意見等募集

3月30日 第3次大阪府スポーツ推進計画策定・公表

<令和7年3月改訂>

■ 大阪府スポーツ推進審議会委員

浅井 宏純	大阪府障がい者スポーツ協会 専務理事兼事務局長
猪野 守	公益財団法人大阪府レクリエーション協会 常務理事兼事務局長
岩重 敏子	大阪府スポーツ推進委員協議会 副会長
内海 久子	大阪府議会 教育常任委員会 委員長
○老田 準司	森ノ宮医療大学 名誉教授
岡本 功	大阪府都市教育長協議会 代表委員
金丸 速香	大阪成蹊大学女子陸上競技部コーチ
四宮 友加里	相愛高等学校 新体操部監督
多田 和彦	大阪小中学校体育研究会 会長
田中 忠一	大阪高等学校体育連盟 副会長
田中 節	大阪中学校体育連盟 会長
中堀 千香子	公益財団法人大阪スポーツ協会スポーツ医・科学委員会 委員
松田 基子	大阪体育大学 教授
森重 竜子	大阪府スケート連盟協会 理事長
○会長	

■ 大阪府スポーツ推進審議会大阪府スポーツ推進計画部会委員

伊藤 央二	中京大学スポーツ科学部 教授
大前 千代子	大阪車いすテニス協会 顧問
○富山 浩三	大阪体育大学スポーツ科学部 教授 学長補佐
春名 秀子	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科 講師
◎比嘉 悟	近畿医療専門学校 副校長
横山 久代	大阪公立大学都市健康・スポーツ研究センター 教授
◎部会長 ○部会長代理	

(オブザーバー)

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課
大阪商工会議所
公益財団法人大阪観光局

■ 改訂経過

令和5年

- 12月7日 知事、教育長から大阪府スポーツ推進審議会会長に対し諮問
- 12月21日 令和5年度第1回大阪府スポーツ推進審議会
・諮問、部会の設置について書面決議

令和6年

- 2月7日 令和5年度第2回大阪府スポーツ推進審議会
・部会の設置及び委員の報告
- 3月22日 令和5年度第1回大阪府スポーツ推進計画部会
・第3次大阪府スポーツ推進計画の進捗管理及び見直しに向けた課題整理
- 12月12日 令和6年度第1回大阪府スポーツ推進計画部会
・令和5年度第1回計画部会の意見の整理
・第3次大阪府スポーツ推進計画の改訂について（骨子案）

令和7年

- 1月14日 令和6年度第2回大阪府スポーツ推進計画部会
・第3次大阪府スポーツ推進計画の進捗管理及び改訂について（部会報告案）
- 1月27日 令和6年度第1回大阪府スポーツ推進審議会
・第3次大阪府スポーツ推進計画の見直しについて（答申案）
- 1月27日 大阪府スポーツ推進審議会会長から知事、教育長に対し答申

※2月12日から3月13日まで 府民意見等募集
- 3月31日 第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】策定・公表

■ スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

■ 大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年三月二十九日大阪府条例第六号）（抜粋）

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（専門委員）

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第七条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

■ 第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和37年大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に設置する第3次大阪府スポーツ推進計画策定部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項

部会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画の策定について、調査審議する。

第3 組織

- (1) 部会は、条例第7条第2項の規定により、会長が指名する委員及び専門委員（以下「部会委員」という。）合わせて6名以内で組織する。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第7条第3項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、部会委員の二分の一以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会長は、条例第7条第4項の規定により、部会における審議の状況及び結果を 審議会に報告しなければならない。

第5 庶務

部会の庶務は、府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課において処理する。

第6 解散

本部会は、第2の所掌事項が終了し、第3次大阪府スポーツ推進計画が策定されたときに解散する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月18日から施行する。



府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

TEL 06(6210)9308／ファックス 06(6210)9325